

日本年金機構中期計画・平成26年度計画・平成27年度計画 対比表

※平成27年度計画欄の下線は平成26年度計画に対する変更箇所。平成26年度計画欄の下線は、27年度計画で削除・修正をした箇所。

中期計画（第2期）	平成26年度計画	平成27年度計画
前文 日本年金機構（以下「機構」という。）は、厚生労働大臣の監督の下、公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対するお客様である国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを、その使命とする。 この使命を果たすため、社会保険庁が国民の皆様の不信を招いた様々な問題にかんがみ、また、機構が設立された経緯や日本年金機構法に定める基本理念及び「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」（平成20年7月29日閣議決定。以下「基本計画」という。）を十分に踏まえ、正確・確実な業務遂行や提供するサービスの質の向上を図り、厚生労働大臣から示された中期目標の達成を図るとともに、業務についてお客様目線に立って不断の改善を行う。 第1期中期目標期間（平成22年1月～平成26年3月末）においては、お客様の信頼を回復するため、年金記録問題への対応を最優先課題とし、これに全力を挙げて取り組んだ。その結果、紙台帳等とコンピュータ記録の全件突合せなど年金記録問題への対応の実施計画（工程表）の目標を概ね達成することができた。他方、適用、徴収、給付、記録管理、相談等の機構の基幹業務については、全般的にはその業績は回復・改善傾向にあるものの、現年度の国民年金保険料納付率が依然として低迷し続けているなど、なお一層の努力が必要な状況となっている。 お客様の年金権確保を確実なものとするため、基幹業務である、適用、徴収、給付、相談等の各業務を正確、確実かつ迅速に行うとともに、引き続き、年金記録の正確な管理と年金記録問題への適切な対応を行い、これらの取組成果を積極的に公表する。また、年	平成26年度においては、「<u>自信と誇りを持って働ける組織をつくり上げ、お客様の年金権を守る</u>」ことを目標とし、その実現を図るため、機構の基幹業務である適用、徴収、給付、記録管理、相談等の業務に全力を傾注するとともに、<u>事務処理誤り、事務処理遅延の根絶に向けて、以下に掲げる事項に計画的に取り組む</u>。 また、今後、順次施行が予定されている制度改正に伴う業務の円滑な実施のため、厚生労働省と連携を図り、必要な対応を行う。 なお、東日本大震災により被災された被保険者や事業主等への適切な対応に引き続き取り組む。	平成27年度においては、「<u>国民の信認の獲得に向け結果を残す</u>」ことを目標とし、その実現を図るため、<u>内部統制システムの確立と事務処理誤りの防止の徹底、年金記録問題への対応、機構の基幹業務である適用、徴収、給付、記録管理、相談等の更なる推進</u>に向けて、以下に掲げる事項に計画的に取り組む。 <u>計画的な取組に際しては、全国の拠点に対し、年度計画の実施に当たっての組織としての方針を示し、この方針に基づいて本部各部署、各ブロック本部及び各拠点において目標達成に向けて具体的な取組を実施するとともに、役員をはじめとして、各部署、拠点等ごとにそれを運営する役職員全員が実施状況を把握し、それを踏まえた改善に努めるという意識を持って取り組む。</u> また、今後、順次施行が予定されている制度改正に伴う業務の円滑な実施のため、厚生労働省と連携を図り、必要な対応を行う。 なお、東日本大震災により被災された被保険者や事業主等への適切な対応に引き続き取り組む。

金業務に対する国民からの信頼を回復するため、国民の声を幅広く聴き、着実にサービス向上につながる取組を行う。さらに、予定されている年金制度改正の施行や社会保障・税番号制度導入について、円滑かつ確実な実施を図る。その他、諸外国の年金実施機関の状況も参考に、ＩＣＴ化によるお客様の利便性の向上と業務の効率化を進めるとともに、相談等の対人サービスの向上や地域における年金の周知・普及に努める。 公的年金事業に関する業務運営は、公的年金制度の制度設計と両輪の関係であることから、公的年金の制度設計に関する改善点等について積極的に提案を行うとともに、厚生労働省と緊密な意思疎通を図り、共同して業務に取り組む。 真にお客様に信頼される組織を目指し、機構が国民生活にとって重要な組織であり、課せられた使命が極めて重大であることをしっかりと認識しながら、職員一人ひとりが使命感と誇りを持ち、一丸となって取組を進める。		
Ⅰ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １．国民年金の適用・収納対策 （１）国民年金の適用促進対策 以下の取組により、国民年金の適用の促進を図る。 ①住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した２０歳到達者について、届出がない場合の資格取得手続き等を確実に促進する。 ②転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知、市区町村やハローワークと連携した届出勧奨、関係情報に基づく積極的な確認・勧奨により、適正な届出を促進する。また、健康保険組合及び共済組合からの情報を得て、適正な届出を促進する。 ③国民健康保険の保険者である市区町村との連携により、適正な届出を促進する。	Ⅰ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １．国民年金の適用・収納対策 （１）国民年金の適用促進対策 ①確実な適用の実施 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した２０歳、３４歳及び４４歳到達者に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続き等を確実に実施する。 また、被保険者種別変更の届出がない場合の資格取得等の手続の迅速化を図る。 ②関係機関との連携・協力 転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知、市区町村やハローワークとの連携に努め、適正な届出を促進する。	Ⅰ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １．国民年金の適用・収納対策 （１）国民年金の適用促進対策 ①確実な適用の実施 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した２０歳、３４歳及び４４歳到達者に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続き等を確実に実施する。 また、被保険者種別変更の届出がない場合の資格取得等の手続の迅速化を図る。 ②関係機関との連携・協力 転職者等の被保険者種別変更の届出について、事業主説明会等における周知、市区町村やハローワークとの連携に努め、適正な届出を促進する。

(2) 国民年金保険料収納対策 以下の取組により、現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、中期目標期間中に60%台半ばを目指す。また、国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。 ①効果的かつ効率的な納付督促の実施、強制徴収の厳正な執行、免除又は猶予制度の利用促進等、未納者属性に応じて、外部委託も活用した効果的な収納対策を進める。当該取組に当たっては、毎事業年度、取組に係る数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に実施する。 ②保険料の納付督促業務及び免除等勧奨業務について、達成目標を明確にして外部委託を行い、適切な進捗管理を実施する。 ③強制徴収については、関係法令に基づき、適切に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に	③第3号不整合問題への対応 第3号被保険者の記録不整合問題に関して、厚生労働省の指示の下に、<u>その問題に対処するための「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下、「健全化法」という。）」の施行事務として、時効消滅期間にかかる特定期間該当届の届出勧奨及び特例追納の申し出勧奨を実施する。</u> また、健康保険組合及び共済組合から提供される被扶養者情報に基づく第3号被保険者記録の確認及び不整合記録を有する者への種別変更届の届出勧奨に向けた準備として、<u>関係機関との調整及び被扶養配偶者情報の提供依頼を行う。</u> (2) 国民年金保険料収納対策 ①行動計画の策定 国民年金の納付率の向上に向けて、機構全体及び年金事務所ごとに平成26年度行動計画を策定し、収納対策を効果的・効率的に推進する。 なお、行動計画の策定に当たっては、機構全体として、 ア 平成26年度分保険料の現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、前年度実績を上回る水準を確保すること。 イ 平成25年度分保険料の平成26年度末における納付率については、平成25年度末から少なくとも4.0ポイント程度の伸び幅を確保すること。 ウ 平成24年度分保険料の最終納付率については、平成24年度の現年度納付率から少なくとも6.5ポイント程度の伸び幅を確保すること。 エ 口座振替実施率については、<u>国における施策を踏まえ、前年度と同等以上の水準を確保すること。</u>	③第3号不整合問題への対応 第3号被保険者の記録不整合問題に関して、厚生労働省の指示の下に、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下、「健全化法」という。）」に基づき、<u>時効消滅不整合期間に対する特定期間該当届の届出勧奨を引き続き行うとともに、特例追納の勧奨に対する相談、申出に適切に対応する。</u> また、平成26年12月から始まった被扶養配偶者非該当届に関する事務を適切に行うとともに、健康保険組合及び共済組合から提供される被扶養配偶者情報（過去分）に基づく、<u>3号不整合記録の確認及び不整合記録を有する者への種別変更届の届出勧奨を行う。</u> <u>その際、対象者が年金事務所の管轄外の市町村に転出していた場合には、年金事務所間での引継及びその管理を徹底する。</u> (2) 国民年金保険料収納対策 ①行動計画の策定 国民年金の納付率の向上に向けて、機構全体及び年金事務所ごとに平成27年度行動計画を策定し、収納対策を効果的・効率的に推進する。 なお、行動計画の策定に当たっては、<u>中期目標期間中に最終納付率70%を前倒しで達成することを目指す、機構全体として、</u> ア 平成27年度分保険料の現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に推進し、少なくとも前年度実績から1.0ポイント以上の伸び幅を確保すること。 イ 平成26年度分保険料の平成27年度末における納付率については、平成26年度末から少なくとも4.0ポイント程度の伸び幅を確保すること。 ウ 平成25年度分保険料の最終納付率については、平成25年度の現年度納付率から少なくとも7.0ポイント程度の伸び幅を確保すること。 エ 口座振替実施率については、前年度と同等以上の水準を確保すること。
---	---	---

滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。また、強制徴収の実施体制等を踏まえながら督促の範囲の拡大を図る。 口座振替の勧奨及び広報を実施し、口座振替の利用促進を図る。口座振替実施率について、中期目標期間中、毎年度の口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。 コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。これらの納付件数について、中期目標期間中、毎年度の合計数が前年度の当該件数以上の水準を確保することを目指す。 所得情報の取得や年金制度の周知に係る協力等、市区町村やハローワークや各種団体と連携・協力して取組を進める。	オ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度と同等以上の水準を確保することを目標とする。 ②目標達成に向けた進捗管理の徹底等 目標達成に向け、厚生労働省と連携を密にするとともに、未納者の属性ごとにきめ細かな対策を講じるなど更なる収納対策の強化を図るため、取組の効果測定結果に基づく計画を策定し、確実に実施するための進捗管理を徹底する。 ③収納対策強化指定年金事務所の指定 納付率及び強制徴収の実施状況を踏まえ、保険料収納対策の強化が必要な年金事務所を指定し、本部及びブロック本部の指導・支援の下、納付率の向上に取り組む。 ④市場化テスト受託事業者との連携・強化 市場化テスト受託事業者と本部、ブロック本部及び年金事務所が連携を強化し、納付督促業務及び免除等勧奨業務それぞれについて達成目標の実現に向けた取組を実施する。 また、市場化テスト受託事業者の取組が不十分な場合には、訪問督促件数増などの必要な要請・指導を行	オ コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度と同等以上の水準を確保することを目標とする。 ②目標達成に向けた進捗管理の徹底等 目標達成に向け、厚生労働省と連携を密にするとともに、未納者の属性ごとにきめ細かな対策を講じるなど更なる収納対策の強化を図るため、取組の効果測定結果に基づく計画を策定し、確実に実施するための進捗管理を徹底する。 <u>具体的なPDCAサイクルについては、計画に基づき、以下のとおり行う。</u> <u>ア 本部において、年度目標を設定し、その目標を確実に達成するために年金事務所及びブロック本部で目標を設定するとともに、行動計画を策定する。</u> <u>イ 年金事務所は、行動計画に基づき実行するとともに進捗状況を週次で管理する。</u> <u>ウ 新たに稼働する統計及び効果測定のシステムにより、納付状況や督促効果等について、これまでより早期に詳細な情報を把握できることから、これを活用し本部及びブロック本部は、年金事務所の進捗状況、課題等を把握・分析のうえ、対応策の早期立案に努め、実行する。</u> ③収納対策強化指定年金事務所の指定 納付率及び強制徴収の実施状況を踏まえ、保険料収納対策の強化が必要な年金事務所を指定し、本部及びブロック本部の指導・支援の下、納付率の向上に取り組む。 ④市場化テスト受託事業者との連携・強化 市場化テスト受託事業者と本部、ブロック本部及び年金事務所が連携を強化し、納付督促業務及び免除等勧奨業務それぞれについて達成目標の実現に向けた取組を実施する。 また、市場化テスト受託事業者の取組が不十分な場合には、<u>督促件数増や接触件数及び約束件数増のため</u>
--	--	---

	うとともに、現状の分析を十分に行い、市場化テスト受託事業の実績向上に効果的な督励方法や進捗管理等の検討を行う。 ⑤免除等申請の勧奨 所得が低い等の事情により、本来は保険料免除や学生納付特例の対象となり得る者であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっている者について、免除等申請勧奨を行った結果として免除等に結び付いた割合を把握するとともに、免除勧奨対象者等について少なくともその半数を免除・納付に結び付けるべく、未納者の属性等に応じた収納対策を推進する。 ⑥強制徴収の着実な実施 一定の所得があり、保険料免除や学生納付特例の対象とはならない者が、保険料を長期間滞納している場合には、全員を強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、強制徴収に移行する。 強制徴収の実施に当たっては、最終催告状の確実な送付を行い、それでも自主的に納付しない者について、滞納処分を実施する。 特に、平成<u>26</u>年度においては、租税等控除後所得400万円以上かつ未納月数<u>13</u>月以上の滞納者に督促を実施する。 また、徴収が困難な事案については、本部、ブロック本部及び年金事務所の連携を密にして、組織全体で早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。 さらに、国税庁との打ち合わせを定例化するなど、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。 ⑦口座振替等の利用促進 保険料の納め忘れを防止するため、口座振替制度及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。また、保険料を納めやすい環境作り	夜間及び土・日・祝日の督励強化などの必要な要請・指導を行うとともに、現状の分析を十分に行い、市場化テスト受託事業の実績向上に効果的な督励方法や進捗管理等の検討を行う。 ⑤免除等申請の勧奨 所得が低い等の事情により、本来は保険料免除や学生納付特例の対象となり得る者であるにもかかわらず、申請手続きを行っていないために未納状態となっている者について、免除等申請勧奨を行った結果として免除等に結び付いた割合を把握するとともに、免除勧奨対象者等について少なくともその半数を免除・納付に結び付けるべく、未納者の属性等に応じた収納対策を推進する。 ⑥強制徴収の着実な実施 一定の所得があり、保険料免除や学生納付特例の対象とはならない者が、保険料を長期間滞納している場合には、全員を強制徴収対象者と位置付けた上で、所得や納付の状況など被保険者の置かれた実情を踏まえつつ、強制徴収に移行する。 強制徴収の実施に当たっては、最終催告状の確実な送付を行い、それでも自主的に納付しない者について、滞納処分を実施する。 特に、平成<u>27</u>年度においては、租税等控除後所得400万円以上かつ未納月数<u>7</u>月以上の滞納者に督促を実施する。 また、徴収が困難な事案については、本部、ブロック本部及び年金事務所の連携を密にして、組織全体で早期に滞納の解消を図り、保険料収入の確保に努める。 さらに、国税庁との打ち合わせを定例化するなど、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。 ⑦口座振替等の利用促進 保険料の納め忘れを防止するため、口座振替制度及びクレジットカードによる保険料納付を周知し、その利用促進を図る。また、保険料を納めやすい環境作り
--	--	---

	の一環として、コンビニエンスストアやインターネットバンキングによる保険料納付の周知を図る。 ⑧市区町村、各種団体との連携・協力 所得情報の取得や年金制度の周知等について、市区町村やハローワーク等各種団体と連携・協力して取組を進める。 ⑨公的年金制度に対する理解の促進 <u>公的年金制度に対する漠然とした不安感や不信感を払しょくし、制度の意義や仕組みなどの正しい理解を促進するため、11月を「ねんきん月間」と定め、制度の周知、啓発活動を集中的に行う。特に高校、大学生など若年層に対しては、「ねんきん月間」をはじめ、様々な機会を通じて年金セミナーを精力的に実施し、年金制度の周知、啓発活動を促進する。</u> ⑩年金機能強化法等に基づく各制度の利用促進 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下、「年金機能強化法」という。）」等に基づく国民年金保険料の免除に係る遡及期間の見直し及び2年前納制度について、市区町村等と協力・連携し、制度の利用促進を図る。 ⑪後納制度の利用促進 「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（以下、「年金確保支援法」という。）」に基づく後納制度については、<u>制度の終期が平成27年9月30日であることから、市区町村や各種団体と連携・協力して広報を実施するとともに、制度の利用促進を図る対策を講じる。</u>	の一環として、コンビニエンスストアやインターネットバンキングによる保険料納付の周知を図る。 ⑧市区町村、各種団体との連携・協力 所得情報の取得や年金制度の周知等について、市区町村やハローワーク等各種団体と連携・協力して取組を進める。 ⑨年金機能強化法等に基づく各制度の利用促進 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下、「年金機能強化法」という。）」等に基づく国民年金保険料の免除に係る遡及期間の見直し及び2年前納制度について、市区町村等と協力・連携し、制度の利用促進を図る。 ⑩後納制度の利用促進 「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（以下、「年金確保支援法」という。）」等に基づく後納制度について、市区町村や各種団体と連携・協力して広報を実施するとともに、制度の利用促進を図る対策を講じる。
2. 厚生年金保険・健康保険等の適用・徴収対策 (1) 厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策 以下の取組により、厚生年金保険・健康保険等の適	2. 厚生年金保険・健康保険等の適用・徴収対策 (1) 厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策 <u>以下の取組により、厚生年金保険・健康保険等の適</u>	2. 厚生年金保険・健康保険等の適用・徴収対策 (1) 厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策 <u>厚生年金保険事業の健全で安定した制度の運営に資</u>

用を促進する。その取組に当たっては、平成24年度に設定した「平成23年度末時点で把握した適用調査対象事業所を3年以内（平成26年度まで）に半減」という目標の達成状況等を踏まえ、平成27年度以降の新たな目標を策定するとともに、法人登記簿情報等の活用により把握した適用調査対象事業所に対する調査・加入指導等に、集中的に取り組む。なお、毎事業年度、数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に推進する。 ①適用調査対象事業所の適用の促進 ア 法人登記簿情報、雇用保険情報を活用したシステ	用を促進し、平成24年度に設定した「平成23年度末時点で把握した適用調査対象事業所を3年以内（平成26年度まで）に半減」という目標を達成する。 また、法人登記簿情報等の活用により把握した適用調査対象事業所に対する調査・加入指導等に取り組むとともに、平成27年度以降の新たな目標の策定に取り組む。 なお、適用促進に当たっては、数値目標や具体的なスケジュールを定めた平成26年度行動計画を機構全体及び各年金事務所ごとに策定し、当該計画に基づき効果的・効率的に推進する。 ①適用調査対象事業所の適用の促進 ア 適用調査対象事業所の的確な把握	するため、ホームページやパンフレット等による制度周知を行う。これにより、適用となるべき事業所や既適用事業所からの自主的な届け出を促すとともに、以下の取組により、厚生年金保険・健康保険等の適用を促進する。特に、国税源泉徴収義務者情報があることを確認した適用調査対象事業所については、平成27年度以降の3か年において優先的に職員による加入指導等に取り組むことを目標とする。 ①行動計画の策定 適用促進に当たっては、数値目標や具体的なスケジュールを定めた平成27年度行動計画を機構全体及び年金事務所ごとに策定し、行動計画に基づき効果的・効率的に推進する。 ②目標達成に向けた進捗管理の徹底等 目標達成に向け、取組の効果測定結果に基づく計画を策定し、確実に実施するための進捗管理を徹底する。具体的なPDCAサイクルについては、計画に基づき、以下のとおり行う。 ア 本部において、年度目標を設定し、その目標を確実に達成するために年金事務所及びブロック本部で目標を設定するとともに、行動計画を策定する。 イ 年金事務所は、行動計画に基づき実行するとともに、毎月開催する適用対策会議において、加入指導数、適用事業所数、事業所調査結果等を適切に進捗管理する。 ウ 本部及びブロック本部は、月次で年金事務所の進捗状況（加入指導数、適用事業所数、事業所調査結果等）、課題等を把握・分析する。さらに目標未達年金事務所に対しては、強化指定年金事務所の指定を行い、本部及びブロック本部共同により支援を行うとともに、月次、週次による管理をし、早期に対応を定め、実行する。 ③適用調査対象事業所の適用の促進 ア 適用調査対象事業所の的確な把握
---	---	---

ムによる突合せ、ハローワーク、地方運輸局、地方整備局等が保有する社会保険加入状況等の情報の収集・活用により、適用調査対象事業所の効率的かつ確な把握に努める。 また、会社法人等番号を活用し、適用調査対象事業所を的確に把握する更に短時間労働者の適用拡大の対象事業所の特定への活用することを検討する。 イ 適用調査対象事業所の加入勧奨について、外部委託を活用することにより効率的に実施する。 ウ 適用調査対象事業所の重点的加入指導等について、イの外部委託先との連携により効果的・効率的に実施する。 エ 加入指導後においても届出を行わない事業所に対して、立入検査を行い認定による加入手続きを実施しつつ、着実な適用に努める。	法人登記情報、雇用保険情報を活用したシステムによる突合せ、ハローワーク、地方運輸局、地方整備局等が保有する社会保険加入状況等の情報の収集・活用により、適用調査対象事業所の効率的かつ確な把握に努める。また、適用調査対象事業所を的確に把握するために、事業所記録と会社法人等番号との紐付けを行う。 イ 適用調査対象事業所の加入勧奨 新規法人登記簿情報等の活用により把握した適用調査対象事業所の加入勧奨について、外部委託を活用することにより効率的に実施する。 ウ 適用調査対象事業所の<u>重点的加入指導及び認定による加入手続の実施</u> ・平成23年度末時点で把握した適用調査対象事業所を、3年以内に半減する目標は、26年度が最終年度に当たるため、目標達成に向けて、より多くの事業所を適用するよう、適用調査対象事業所に対して優先順位をつけ加入指導を実施する。 ・重点的加入指導を複数回実施しても加入の見込みがない事業所については、必要に応じて、立入検査を行い認定による加入手続きを実施する。 なお、加入指導に従わない悪質な事業所については、本部及びブロック本部の指導・支援の下、告発も視野に対応する。	<u>国税源泉徴収義務者情報、法人登記情報、雇用保険情報</u>を活用したシステムによる突合せ、ハローワーク、地方運輸局、地方整備局等が保有する社会保険加入状況等の情報の収集・活用により、適用調査対象事業所の効率的かつ確な把握に努める。また、適用調査対象事業所を的確に把握するために、事業所記号番号と会社法人等番号との紐付けを行う。 イ 適用調査対象事業所の加入勧奨 新規法人登記簿情報等の活用により把握した適用調査対象事業所の加入勧奨について、外部委託を活用することにより効率的に実施する。 ウ 適用調査対象事業所の加入指導及び認定による加入手続の実施 ・<u>国税源泉徴収義務者情報により把握した適用調査対象事業所に対して、文書勧奨を実施し、効率的に適用につなげる。また、文書勧奨実施後は、優先順位を付けて、職員による加入指導等の取組を実施する。</u> ・加入指導を複数回実施しても加入の見込みがない事業所については、必要に応じて、立入検査を行い認定による加入手続きを実施する。 なお、加入指導に従わない悪質な事業所については、本部及びブロック本部の指導・支援の下、告発も視野に対応する。 <u>エ 本部及びブロック本部は、厚生労働省との連携のもと、関係機関への協力要請を計画的に実施する。</u>
②事業主からの適正な届出の促進 ア 適用事業所の事業主に対する適正な届出の指導を実施する。 イ 事業所の業種や被保険者の特性を踏まえて、重点的な事業所調査を実施する。 ウ 遡及して提出された資格喪失届、標準報酬月額変更届や全喪届について、事実関係の確認を徹底する。 エ 事業所調査については、すべての適用事業所を対象に4年に1回実施することを推進する。 オ 一括適用・本社管理制度の推進を図る。この場合、	②事業主からの適正な届出の促進 ア 資格取得届等の届出漏れが多い傾向にある労働者派遣業及び短時間就労者・外国人就労者を多く使用する事業所に対し、関係機関と連携を図り、重点的な指導を行う。 イ 全喪届受付時に、第三者の確認のない書類を添付している事業所については、一定期間経過後に事業実態を把握し、違法な脱退を防止する。 ウ 事業主から一定期間以上遡及して提出された資格喪失届や降給による月額変更届について、添付書類	④事業主からの適正な届出の促進 ア 資格取得届等の届出漏れが多い傾向にある労働者派遣業及び短時間就労者・外国人就労者を多く使用する事業所に対し、関係機関と連携を図り、重点的な指導を行う。 イ 全喪届受付時に、第三者の確認のない書類を添付している事業所については、一定期間経過後に事業実態を把握し、違法な脱退を防止する。 ウ 事業主から一定期間以上遡及して提出された資格喪失届や降給による月額変更届について、添付書類

会社法人等番号を用いて複数の事業所を有する法人を特定して勧奨することについて検討する。 (2) 厚生年金保険・健康保険等の徴収対策 厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策については、毎事業年度、数値目標や具体的なスケジュールを定めた行動計画を機構全体及び年金事務所ごとに策定し、確実に保険料収入を確保するため、当該計画に基づいて以下の取組を効果的・効率的に推進する。 口座振替実施率及び厚生年金保険等の収納率については、毎事業年度の収納率が前事業年度の当該率と同等以上の水準を確保することを目指す。 ①口座振替の勧奨及び周知を実施し、口座振替の利用促進を図る。 ②保険料等を滞納する事業主に対する納付指導及び滞	等により、届出内容の事実関係の確認を徹底する。 エ 事業主に対し、被保険者資格の取得・喪失又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者へ確実に通知するよう指導する。 オ 総合調査及び定時決定時調査等の事業所調査については、すべての適用事業所を対象に4年に1回実施することを基本とする。<u>この総合調査及び定時決定時調査等の調査結果については、今後の取組に反映させる。</u> カ <u>一括適用・本社管理制度の推進を図る。また、複数の事業所を有する法人を特定するために、事業所記録と会社法人等番号との紐付けを行う。</u> ③厚生年金特例法への対応 <u>厚生年金特例法に従い、事業主等に対する特例納付保険料の納付勧奨等の手続を実施する。</u> (2) 厚生年金保険・健康保険等の徴収対策 厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策については、機構全体及び年金事務所ごとに平成26年度行動計画を策定し、以下の取組を効果的・効率的に推進する。 なお、行動計画の策定に当たっては機構全体として、口座振替実施率及び厚生年金保険等の収納率が前年度と同等以上の水準を確保することを目指す。	等により、届出内容の事実関係の確認を徹底する。 エ 事業主に対し、被保険者資格の取得・喪失又は標準報酬の決定・改定に係る通知がなされたときは、被保険者へ確実に通知するよう指導する。 オ 総合調査及び定時決定時調査等の事業所調査については、すべての適用事業所を対象に4年に1回実施することを基本とする。<u>平成27年度が4年目に当たるため、前3年間にあって調査がされていない事業所に対して漏れなく実施する。</u>総合調査及び定時決定時調査等の調査結果については、今後の取組に反映させる。 カ <u>番号制度の導入を契機として、一括適用・本社管理の一層の促進を図るため、平成27年度においては、事業所記号番号と会社法人等番号の紐付けを行う。</u> ⑤厚生年金特例法への対応 ア <u>厚生年金特例法の事務処理マニュアルに従って、特例納付保険料の納付勧奨等を確実に実施し、進捗管理を徹底する。</u> イ <u>また、厚生年金特例法の納付申出があった事案については、事務処理マニュアルに従って特例納付保険料の納入告知を行い、債権管理を徹底する。</u> (2) 厚生年金保険・健康保険等の徴収対策 ①行動計画の策定 厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策については、機構全体及び年金事務所ごとに平成27年度行動計画を策定し、以下の取組を効果的・効率的に推進する。 行動計画の策定に当たっては機構全体として、口座振替実施率及び厚生年金保険等の収納率が前年度と同等以上の水準を確保することを目指す。 <u>また、上記目標の達成に取り組むほか、収納未済額の圧縮、滞納事業所の減少に着目して行動計画の取組を推進する。</u>
---	--	--

納処分を関係法令に基づき、適正かつ確実に実施する。 ③強制徴収については、関係法令に基づき、適正に実施するとともに、徴収が困難な事案については、ブロック本部と年金事務所の連携を密にして、早期に滞納の解消を図る。さらに、必要に応じ、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。	①口座振替の利用促進 口座振替を利用していない適用事業所については、口座振替による保険料納付の利用促進を図るとともに、適用事業所の新規適用時においては、原則として口座振替を利用するよう事業主に勧奨する。 ②滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分 ア 滞納事業所に対しては、速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。 なお、新規滞納事業所に対しては、初期手順に従い、納付督促及び滞納処分を確実に実施する。 イ 滞納事業所から納付が困難である旨の申出があった場合には、事業所の経営状況や将来の見通しなどを丁寧に聴き取った上で、きめ細かな納付指導を行う。 ウ また、繰り返し納付指導したにもかかわらず、納付指導に応じない事業所に対しては、関係法令に基づき滞納処分を迅速かつ確実に実施する。 ③徴収が困難である事業所に対する徴収対策の徹底 徴収が困難である事業所に対しては、本部、ブロッ	②目標達成に向けた進捗管理の徹底 目標達成に向け、取組の効果測定結果に基づく計画を策定し、確実に実施するための進捗管理を徹底する。 具体的なPDCAサイクルについては、計画に基づき、以下のとおり行う。 ア 本部において、年度目標を設定し、その目標を確実に達成するために年金事務所及びブロック本部で目標を設定するとともに、行動計画を策定する。 イ 年金事務所は、行動計画に基づき実行するとともに、毎月開催する徴収対策会議において、収納率及び口座振替実施率等を適切に進捗管理する。 ウ 本部及びブロック本部は、月次で年金事務所の進捗状況（収納率及び口座振替実施率等）、課題等を把握・分析し、対応策の早期立案に努め、実行する。 ③口座振替の利用促進 口座振替を利用していない適用事業所については、口座振替による保険料納付の利用促進を図るとともに、適用事業所の新規適用時においては、原則として口座振替を利用するよう事業主に勧奨する。 ④滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分 ア 滞納事業所に対しては、速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。 なお、新規滞納事業所に対しては、初期手順に従い、納付督促、納付協議及び滞納処分を確実に実施する。 イ 滞納事業所から納付が困難である旨の申出があった場合には納付協議に応じ、事業所の経営状況や将来の見通しなどを丁寧に聴き取った上で、納付方法等についてきめ細かな指導を行う。 ウ また、繰り返し納付指導したにもかかわらず、納付指導に応じない事業所に対しては、関係法令に基づき滞納処分を迅速かつ確実に実施する。 ⑤徴収が困難である事業所に対する徴収対策の徹底 徴収が困難である事業所に対しては、本部、ブロッ
--	--	---

	ク本部及び年金事務所が連携して早期の滞納解消に向けた取組を実施する。また、必要に応じ、国税庁と連携協力し、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。	ク本部及び年金事務所が連携して早期の滞納解消に向けた取組を実施する。また、必要に応じ、国税庁と連携協力し、国税庁に委任する仕組みを積極的に活用する。 <u>⑥厚生年金基金特例解散に伴う徴収業務への対応</u> <u>厚生年金基金特例解散に伴う事業所に対する徴収金等の徴収業務については、長期に債権管理を要することから、事務処理マニュアルに従って、適正な債権管理を徹底する。</u>
３．年金給付 年金給付の迅速な決定及び正確な支給を行うため、以下の取組を行う。 ①迅速な支給決定 請求書を受け付けてから年金証書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）を次のとおり定め、所要日数（請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市区町村からの回付に要した日数を除く。）での当該目標の達成に向けて、迅速な決定に努め、各サービススタンダードの達成率を９０％以上とすることを旨とする。 ＜サービススタンダード＞ ・老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金：２か月以内（加入状況の再確認を要しない方は、１か月以内） ・障害基礎年金：３か月以内 ・障害厚生年金：３か月半以内 ②正確な事務 年金給付の支給の誤りを防止するため、年金給付に関する業務処理マニュアルの周知徹底を図るとともに、事務処理誤りが発生した場合には、関係組織内の情報共有を徹底するなど、再発防止のための必要な改善措置を講じる。 ③年金受給にできる限り結び付けていくための取組 年金支給年齢の到達前に受給権の発生をお知らせす	３．年金給付 ①迅速な決定 「サービススタンダード」の達成状況を適切に把握し、各サービススタンダードの達成率９０％以上を維持するよう取り組む。 ②正確な事務 <u>年金給付関係の事務処理誤りを防止するため、過去の裁判等の事例も含め、事務処理誤りについての情報共有を図るとともに、その要因分析を十分行い、事務処理マニュアルの充実や職員への周知徹底等を図る。</u> ③年金受給にできる限り結び付けていくための取組 受給者の申請忘れ、申請漏れを防止するため、年金支給年齢（６０歳（女性のみ）、６１歳（男性のみ）又は６５歳）に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等が記載されている年金請求書（ターンアラウンド方式）を本人宛に送付する等の取組を行う。また、６９歳到達時に受給資格期間を満たしながら年金請求を行っていない方に対して、年金請求を促すためのお知らせ	３．年金給付 <u>年金給付については、迅速な支給の決定を行うとともに、受給者の申請忘れ防止対策の実施や申請漏れ者に対する勧奨の実施などの対策を講じる。</u> <u>また、障害年金における諸課題について改善を図るための取組を実施する。</u> ①迅速な決定 「サービススタンダード」の達成状況を適切に把握し、各サービススタンダードの達成率９０％以上を維持するよう取り組む。 ②年金受給にできる限り結び付けていくための取組 <u>・受給者の申請忘れ、申請漏れを防止するため、年金支給年齢（６０歳（女性のみ）、６１歳（男性のみ）又は６５歳）に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等が記載されている年金請求書（ターンアラウンド方式）を本人宛に送付する等の取組を行う。また、６９歳到達時に受給資格期間を満たしながら年金請求を行っていない方に対して、年金請求を促す</u>

る文書を送付する等、受給者の申請忘れ、申請漏れを極力防ぐための実効ある取組を行う。	を送付する。	ためのお知らせを送付する。 <u>・過去に発生した申請漏れや支給誤り等の事案に関し、可能なものについて対象者を抽出し、適正な受給に結び付けていく。</u> ③障害年金の諸課題に対する改善への取組 <u>障害等級の認定（地域差を含む。）や請求手続等における障害年金に関する諸課題について、お客様の声や職員からの意見などをもとに、実施体制や実務処理のあり方について調査・整理を行い、改善を図るための取組を進める。</u>
4. 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止のための対応 （１）年金記録の確認等の対応 年金記録の回復のため、引き続き、以下の取組を行う。 ①お客様からの年金記録に関する申出への対応 ねんきん定期便及び「ねんきんネット」での加入状況の確認や年金請求時等を契機としたお客様からの年金記録に関する申出等に対して、必要な調査などの対応を適切に行う。また、引き続き未統合記録の解明等のため、ねんきん定期便等を活用し年金記録の「もれや誤り」の申出の働きかけを行う。	4. 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止のための対応 年金記録の正確な管理と年金記録の確認等のため、以下の取組を行う。 （１）年金記録の確認等の対応 ①お客様からの年金記録に関する申出への対応 ねんきん定期便及び「ねんきんネット」での加入状況の確認や年金請求時等を契機としたお客様からの年金記録に関する申出等に対して、必要な調査などの対応を適切に行う。 また、引き続き未統合記録の解明等のため、ねんきん定期便及び年金請求書（ターンアラウンド方式）を活用して、年金記録の「もれや誤り」が気になる方への確認の呼びかけを行う。	4. 年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止のための対応 年金記録の正確な管理と年金記録の確認等のため、以下の取組を行う。 （１）年金記録の確認等の対応 ①お客様からの年金記録に関する申出への対応 ねんきん定期便及び「ねんきんネット」での加入状況の確認や年金請求時等を契機としたお客様からの年金記録に関する申出等に対して、必要な調査などの対応を適切に行う。 また、引き続き未統合記録の解明等のため、ねんきん定期便や年金請求書（ターンアラウンド方式）等を活用して、年金記録の「もれや誤り」が気になる方への確認の呼びかけを行う。 ②未統合記録の解明に向けた対応 <u>ア 厚生労働大臣により示された追加的施策の実施</u> <u>・紙台帳とコンピュータ記録の突合せ等により判明した記録のお知らせに未回答である受給者の方に対して、さらに文書勧奨、電話勧奨、訪問勧奨による個別アプローチを実施する。</u> <u>・「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」に未回答の方に対して、「年金事務所にて記録確認をお願いする」等の旨を記載したねんきん定期便を送付</u>

		する。 ・過去に年金事務所に記録の相談に来られたが、その時には発見できなかった方の年金記録の再調査（サンプル調査）を行う。 イ 国民の皆様にご自身の年金記録を確認していただくための取組 平成２７年１２月を目途に以下の取組を進める。 ・年金請求時等における記録の確認方法について、統一的な手順を確認するとともに、実務上の問題点等について検討し必要な改訂を行う。さらに調査確認等については原則、年金事務所で行うなど体制についても検討する。 ・戦災または風水害による紙台帳の消失や損傷の状況について改めて調査を行って資料整理を行う。 ・戦中・戦後における厚生年金加入記録の確認について、都道府県等に照会するなど改めて調査するとともにその確認方法等について周知を図る。また、これらの資料の所在等について公開するとともに相談者が自ら確認できる方途も公開できるよう検討する。 ・記録確認事務に係る参考資料等について、掲載の方法の見直しを行うとともに、さらに年金事務所等で保有するデータの有無等について再度確認を行う。 ・その他、記録確認事務にかかる研修を行うなど、年金事務所等において長期間年金記録の確認業務に携わる職員の知識（ノウハウ）等について他の職員も共有できる方策を検討するなど必要な取組を進める。 ウ オンライン記録に結びつかない紙台帳（約１．２億件）の分析や紙台帳検索システムの活用方法の検討 ・オンライン記録に結びつかなかった約１．２億件についてサンプル調査により収録内容の分析を行い、記録調査における検索方法等について
--	--	---

②年金記録の確認等に関する事務処理体制の整備 お客様からの申出等に迅速、適切に対応するとともに、年金記録の訂正に伴う再裁定や時効特例給付を迅速、適切に処理するための体制を確保する。 (2) 再発防止及び年金記録の正確な管理の実施 記録問題の再発防止等のため、以下の取組を行う。 ①情報提供とお客様による確認 ねんきん定期便や「ねんきんネット」により、加入制度、加入期間、標準報酬等の情報をお客様に情報提供し、お客様による年金記録の確認を促進する。特に、持ち主不明の未統合記録の検索もできる「ねんきんネット」については、利用促進のための取組や、その機能の一層の充実を図る。	②年金記録の確認等に関する事務処理体制の整備 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せにおいて、<u>年金記録問題への対応の実施計画（工程表：平成25年2月22日最終改定）に従いお客様に送付した案件について、年金記録の訂正に関連する事務処理を迅速、適切に処理するとともに、「ねんきん定期便」等に係るお客様からの年金記録の確認の申出への対応を迅速、適切に対応する。</u> また、年金記録の訂正に伴う再裁定や時効特例給付を処理するための体制を<u>整備する。</u> (2) 再発防止及び年金記録の正確な管理の実施 記録問題の再発防止等のため、以下の取組を行う。 ①情報提供とお客様による確認 ・引き続き全ての加入者に対して「ねんきん定期便」を送付し、年金記録の確認を促進するとともに、「ねんきんネット」のユーザIDを即時に取得できる「アクセスキー」を記載し、「ねんきんネット」の利用を促進する。 ・「ねんきんネット」においては、<u>届書の作成支援機能の更なる拡充、年金記録の更新頻度を月次から日次</u> <u>に向上させるなどの機能の充実を図る。</u> ・年金事務所でアクセスキーを交付する際に、ユーザID取得申込みの画面へリンクする二次元コードを印刷したリーフレットを合わせてお渡しすることにより、スマートフォンによるID取得の増加につなげる。 ・<u>事務所毎のアクセスキー発行件数と、それに紐づいたID取得件数の統計情報を分析し、ID取得につながる効果的な事例を調査・紹介するなど、ID取得件数の増加の取組を行う。</u>	<u>検討を行う。</u> ・<u>紙台帳検索システムに関する年金事務所等からの改善要望について、システム改修の費用や効果を検証したうえで必要なシステム改修の検討を行う。</u> ③年金記録の確認等に関する事務処理体制等の整備 お客様からの個別の年金記録の確認依頼に対して、<u>どの年金事務所においても記録の調査等の事務処理が同じ水準で行われるよう、記録の確認手順の見直しを行い、平成27年12月を目途に記録確認事務の標準化等を行う。</u> また、年金記録の訂正に伴う再裁定や時効特例給付を処理するための体制を<u>引き続き確保する。</u> (2) 再発防止及び年金記録の正確な管理の実施 記録問題の再発防止等のため、以下の取組を行う。 ①情報提供とお客様による確認 ・引き続き全ての加入者に対してねんきん定期便を送付し、年金記録の確認を促進するとともに、「ねんきんネット」のユーザIDを即時に取得できる「アクセスキー」を記載し、「ねんきんネット」の利用を促進する。
--	---	--

②基礎年金番号の整理等 ・重複付番の疑いがある基礎年金番号を有する方については、定期的な調査などにより、基礎年金番号の重複付番解消を進める。 ・基礎年金番号が未記載の資格取得届が提出された場合は、引き続き、事業主による本人確認が行われるまで処理を保留するなど本人確認を徹底するとともに、氏名、性別及び生年月日が一致する基礎年金番号が既にあるときは、いったん、他と区分する基礎年金番号（仮基礎年金番号）を用いて別管理し、必要な調査等を行った上で本来の基礎年金番号へ統合する等の取組を推進する。 ・また、社会保障・税番号制度の導入後は資格取得の際に、個人番号による本人特定を徹底することで重複付番の発生防止を図る。	②基礎年金番号の整理等 イ 新規発生の防止 ・新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、<u>氏名、性別、生年月日、住所等の確認の徹底や、基礎年金番号有無の調査等</u>により、重複付番の発生を防止する。 ・厚生年金保険の資格取得時に、事業主による本人確認が行われるまで処理を保留するなど、本人確認を徹底する。 ・資格取得届に基礎年金番号が未記載のもので、氏名、性別及び生年月日が一致する基礎年金番号が既にある場合は、他と区分する基礎年金番号（仮基礎年金番号）により別管理して、基礎年金番号の有無調査において照会票を複数回送付するなどにより<u>仮基礎年金番号の解消を進める</u>。 ・資格取得届の提出時における重複付番の防止等を図るため、<u>基礎年金番号と個人番号の紐付に向けた準備を行う</u>。 ア 既に発生している重複付番の解消 ・<u>定期的（４ヶ月毎）に、氏名、性別、生年月日、住所等が一致する者を抽出し、確認の上、未処理分を含め重複付番の解消を進める</u>。 ・氏名、性別及び生年月日が一致する<u>重複付番の疑いがあると考えられる基礎年金番号については、照会票を送付するなどにより基礎年金番号の重複の解消を進める</u>。 ウ その他の取組 平成９年の基礎年金番号導入前に退職して組合員で	②基礎年金番号の適正な付番等 <u>基礎年金番号の重複付番の発生防止と既に発生している重複付番の整理を進める。</u> ア 重複付番の新規発生の防止 ・新たに基礎年金番号の付番を行う場合には、<u>住民票上の住所を記載してもらい、ご本人の住民票コード（※）を確認の上、確実に収録していくなどの取組</u>により、重複付番の発生を防止する。 ※<u>社会保障・税番号制度の創設に伴い、住民票コードを基にした個人番号の付番が実施される。この個人番号は国民一人に一番号ずつが割り振られるため、新規取得時に個人番号による本人特定を徹底することで、既に取得済の個人番号が付された基礎年金番号がないか確認することができる。</u> ・資格取得届に基礎年金番号が未記載のもので、氏名、性別及び生年月日の３項目が一致する基礎年金番号が既にある場合は、<u>住民票コードの収録を行ったうえで、他と区分する基礎年金番号（仮基礎年金番号）を付番し、既に取得済の基礎年金番号の有無について照会票を複数回送付するなどにより、重複付番の発生を防止する。</u> イ 既に発生している重複付番の解消 ・氏名、性別、生年月日及び住所等の４項目が一致するものを<u>定期的に抽出し重複付番の解消を図る</u>。 ・氏名、性別及び生年月日の３項目が一致するものは<u>お客様に照会票を送付することで、お客様の基礎年金番号かどうか確認を行い、重複付番の解消を図る</u>。 ウ その他の取組 平成９年の基礎年金番号導入前に退職して組合員で
--	---	---

③届書の電子化 機構側での入力誤りを防止するため、市区町村や事業所からの届書について、電子申請や電子媒体による届出を一層促進するための取組を推進し、効率的で正確性の高い事務処理を推進する。 ④厚生年金基金への情報提供 厚生年金基金記録との突合せの状況を踏まえ、厚生年金基金（以下、「基金」という。）の記録と国の記録の不一致を防止するため、国の保有する基金加入員の記録に係る情報を、定期的に基金に提供する。 ⑤その他 ①～④の他、年金記録問題の再発防止等のため、以下の取組を進める。 ・「法制度の改正に関するフォローと今後の改正への対応」（Ⅰ－９－（１）参照） ・「文書保存の合理化」（Ⅲ－１－（５）参照） ・「受付進捗管理システム・お客様対応業務システムなどの効果的活用」（Ⅰ－５－②、Ⅰ－７－③参照） ・「受給待機者への対応」（Ⅲ－１－（６）参照） ・「年金機構のシステム面の再構築」（Ⅱ－５－④参照）	なくなった方の共済記録の基礎年金番号への統合を進める。 ③届書の電子化 <u>機構側での入力誤りを防止するため、事業主等が利用する手続きについて電子（媒体）申請の対象届書の拡大や広報・普及啓発を行うとともに、国民年金適用関係届書の電子化に協力していただける市区町村の拡大を図り、効率的で正確性の高い事務処理を推進する。</u> ④厚生年金基金への情報提供 厚生年金基金（以下、「基金」という。）の記録と国の記録の不一致を防止するため、国の保有する基金加入員の記録に係る情報を、定期的に基金に提供する。 ⑤その他 ①～④の他、年金記録問題の再発防止等のため、以下の取組を進める。 ・「法制度の改正に関するフォローと今後の改正への対応」（Ⅰ－１－（２）－⑩、Ⅰ－９－（１）参照） ・「文書保存の合理化」（Ⅲ－１－（５）参照） ・「受付進捗管理システム・お客様対応業務システムなどの効果的活用」（Ⅰ－５－②、Ⅰ－７－③参照） ・「受給待機者への対応」（Ⅲ－１－（６）参照） ・「年金機構のシステム面の再構築」（Ⅱ－５－④参照）	なくなった方の共済記録の基礎年金番号への統合を進める。 ③厚生年金基金への情報提供 厚生年金基金（以下、「基金」という。）の記録と国の記録の不一致を防止するため、国の保有する基金加入員の記録に係る情報を、定期的に基金に提供する。 ④その他 ①～③の他、年金記録問題の再発防止等のため、以下の取組を進める。 ・「法制度の改正に関するフォローと今後の改正への対応」（Ⅰ－１－（２）－⑩、Ⅰ－９－（１）参照） ・「文書保存の合理化」（Ⅲ－１－（５）参照） ・「受付進捗管理システム・お客様対応業務システムなどの効果的活用」（Ⅰ－５－②、Ⅰ－７－③参照） ・「受給待機者への対応」（Ⅲ－１－（６）参照） ・「年金機構のシステム面の再構築」（Ⅱ－５－（１）参照）
５．事務処理の正確性の確保 事務処理誤りの発生は、年金権の侵害につながるおそれがあるため、事務処理の正確性の確保は重要であり、事務処理誤りの未然防止及び再発防止の観点から、以下の取組を行う。 ①業務処理マニュアルに基づく正確な事務処理の徹底 事務処理に関する業務処理マニュアルの内容の充実・精緻化に取り組むとともに、その徹底を図る。	５．事務処理の正確性の確保 事務処理誤りの発生は、年金権の侵害につながるおそれがあるため、事務処理の正確性の確保は重要であり、事務処理誤りの未然防止及び再発防止の観点から、以下の取組を行う。 ①業務処理マニュアルに基づく正確な事務処理の徹底 事務処理に関する業務処理マニュアルの内容の充実・精緻化に取り組むとともに、職員への周知徹底により事務処理の標準化に取り組む。	５．事務処理の正確性の確保 事務処理誤りの発生は、年金権の侵害につながるおそれがあるため、事務処理の正確性の確保は重要であり、事務処理誤りの未然防止及び再発防止の観点から、以下の取組を行う。 ①業務処理マニュアルに基づく正確な事務処理の徹底 事務処理に関する業務処理マニュアルの内容の充実・精緻化に取り組むとともに、職員への周知徹底により事務処理の標準化に取り組む。

②事務処理誤り防止の取組 事務処理誤りの原因分析などを通じて、システム改善を含む事務処理誤り再発防止のための総合的な対策を推進する。	②事務処理誤り防止の取組 <u>イ 事務処理遅延・紛失については、その根絶を期すため、受付進捗管理システムへの登録と管理職員による進捗管理を徹底するとともに、以下の取組を行う。</u> ・受付進捗管理システムへの登録者の専任化、届書の担当者間の引継の明確化、不備届書の返戻ルール化などにより、受付から処理が完結するまでの事務処理フローの標準化に取り組む。 ・受付進捗管理システムにおける未処理確認対象届書を拡大するとともに、届書の処理期限の遵守、未完結となっている届書の点検を確実に実施する。また、一定期間経過した未処理届書については、ブロック本部及び本部への報告により未処理届書を把握して指導を徹底する。 ・受付進捗管理システムの進捗管理機能の向上及び操作の効率化に向けたシステム改善に取り組むほか、<u>受付進捗管理システム以外で管理している受付簿、返戻簿の取扱いを徹底する。</u> <u>ア 事務処理誤り総合再発防止策に基づき、システム改善や現場における勉強会等のほか、事務処理誤りの原因分析などを通じて、事務処理誤り再発防止に取り組む。</u> ウ 受付進捗管理システムの運用状況及び管理職員による未処理届書の定期的な確認状況については、機構本部による内部監査等により確認を行う。	②事務処理誤り防止の取組 <u>ア 事務処理遅延、書類の紛失、誤送付・誤送信・誤交付については、その根絶を期すため、届書等の受付から未完結届書等の確認、決裁までの一連の処理が確実に実施されているか点検を行うとともに取組が不十分な場合は指導を行い、取組の徹底を図る。</u> ・<u>事務処理遅延・誤送付等防止チェックシートにより、事務処理遅延・誤送付等防止の取組が形骸化しないよう確認を徹底する。</u> ・受付進捗管理システムへの登録者の専任化、届書の担当者間の引継の明確化、不備届書の返戻ルール化、届書等の処理状態を明確にする6色ボックスの設置などにより、受付から処理が完結するまでの事務処理フローの標準化を徹底する。 ・受付進捗管理システムにより、届書の処理期限の遵守、未完結となっている届書の点検を確実に実施する。また、一定期間経過した未処理届書については、ブロック本部及び本部への報告により未処理届書を把握して指導を徹底する。 ・<u>送付物の封入・封緘時には、封入者・封緘者がダブルチェックを行い押印するとともに、封緘者は封緘作業用チェックリストにより、送付物の確認を徹底する。</u> <u>イ 事務処理誤り総合再発防止策に基づき、システム改善や現場における勉強会等のほか、過去に発生した事務処理誤りの発生件数の多いものを類型化し、組織横断的な事務処理誤りの再発防止に取り組む。</u> ウ 受付進捗管理システムの運用状況及び管理職員による未処理届書の定期的な確認状況については、機構本部による内部監査等により確認を行う。
--	---	--

6. 年金相談、情報提供等 (1) 年金相談 年金相談について、制度改正に対応しつつ、お客様の立場に立って、利用しやすく、懇切丁寧な相談サービスを実施するため、以下の取組を行う。 ①年金事務所での相談 ・来所相談について、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えないよう待ち時間の短縮に努める。また、お客様の見えやすいところに、待ち時間の目安を表示する。 ・また、各地域における窓口の混雑状況やお客様のニーズを踏まえながら、受付時間の延長や休日の開所等を適切に実施する。 ・出張相談については、地域のニーズを踏まえながら、社会保険労務士会や市区町村と連携・協力し、効果的な実施を図る。 ・電話相談については応答状況を踏まえながら、お客様のニーズに応え事務所サービスの向上が図られるよう、業務の効率化を進めつつ、適切な体制の整備を図る。 ②年金相談センターでの相談 年金相談センターの運営を全国社会保険労務士会連合会に外部委託し、効果的で質の高い相談サービスの提供を図る。 ③コールセンターでの相談 コールセンター（ねんきんダイヤル）については、コールセンターの業務の効率化を進めつつ、基盤強化等を図ることにより、引き続き応答率70%以上を維持することを目指す。	6. 年金相談、情報提供等 (1) 年金相談 平成26年度は、「特例水準の解消」、「遺族基礎年金の父子家庭への支給等年金機能強化法の一部施行」等に伴い、年金事務所の相談件数、コールセンターのコール件数が増大するものと考えられるが、以下のような取組を進め、年金事務所の待ち時間の増大やコールセンターの応答率の低下を極力防止する。 <u>なお、「年金確保支援法に基づく後納制度」、「3号不整合記録のお知らせ」に対応するため、引き続き年金事務所の体制強化と状況に応じた専用ブースを設置するとともに、専用コールセンターの運営を継続する。</u> ・年金相談マニュアルの充実を図り、相談担当者の対応レベルの統一に努めるとともに、円滑かつ効率的な相談体制を構築する。 ・相談担当者の業務スキルの向上を図るため、相談研修並びに現場でのOJTを推進する。 ①年金事務所での相談 ア 年金事務所窓口での待ち時間について、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えないよう以下の対策を引き続き講じる。 (ア) 相談窓口体制の強化のため、大・中規模年金事務所を中心に、難易度の高い相談窓口ブース（障害年金、離婚分割、雇用保険との調整、併給調整等）は基本的にスキルを持った正規職員等に対応する体制（常設相談窓口ブースの4割程度）を構築する。 (イ) 年金事務所において、お客様の見えやすいところに待ち時間の目安を表示し、混雑情報の提供を行うとともに、窓口の一般的混雑予測や<u>各年金事務所の前年同月の混雑状況</u>をホームページ等で提供する。 (ウ) 「来訪相談窓口管理運営マニュアル」に基づく窓口仕分け（老齢、障害、遺族、諸変更等）を行い、相談の効率化を図る。	6. 年金相談、情報提供等 (1) 年金相談 平成27年度は、特例水準の解消、<u>制度改正の実施</u>等に伴い、年金事務所の相談件数、コールセンターのコール件数が増大するものと考えられるが、以下のような取組を進め、年金事務所の待ち時間の増大やコールセンターの応答率の低下を極力防止する。 ・年金相談マニュアルの充実を図り、相談担当者の対応レベルの統一に努めるとともに、円滑かつ効率的な相談体制を構築する。 ・相談担当者の業務スキルの向上を図るため、相談研修並びに現場でのOJTを推進する。 ①年金事務所での相談 ア 年金事務所窓口での待ち時間について、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えないよう以下の対策を引き続き講じる。 (ア) 相談窓口体制の強化のため、大・中規模年金事務所を中心に、難易度の高い相談窓口ブース（障害年金、離婚分割、雇用保険との調整、併給調整等）は基本的にスキルを持った正規職員等に対応する体制（常設相談窓口ブースの4割程度）を維持する。 (イ) 年金事務所において、お客様の見えやすいところに待ち時間の目安を表示し、混雑情報の提供を行うとともに、窓口の一般的混雑予測をホームページ等で提供する。<u>さらに、待ち時間等情報表示サービスを導入している年金事務所の混雑状況については、パソコンや携帯電話を通じてリアルタイムに情報提供する。</u> (ウ) 「来訪相談窓口管理運営マニュアル」に基づく窓口仕分け（老齢、障害、遺族、諸変更等）を行い、相談の効率化を図る。
---	--	--

	(エ) 年金事務所の状況に応じ、予約制の活用を行う。 (オ) 年金事務所の業務改善、効率化対策の先進事例について引き続き全国展開を図る。 (カ) 特に待ち時間の長い年金事務所について、ブースの増や相談要員の確保等の個別対策を講じる。 イ 年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間を確保するため、年金相談について以下の取組を引き続き実施する。 (ア) 昼休み時間帯における年金相談の実施 (イ) 毎週月曜日における年金相談の受付時間の延長 (ウ) 毎月第2土曜日における年金相談の実施 ウ 年金事務所の配置や地域ニーズを踏まえながら、市区町村の庁舎内や商工会議所等において、社会保険労務士会等と連携・協力した出張相談を実施する。 また、常設の出張相談所を設置・活用し、混雑が著しい都市部や遠隔地における相談の充実を図る。 エ 年金事務所への、制度の仕組み等の一般的な電話相談について、「自動音声応答システム（IVR）」によるコールセンターへの転送を行うことにより、年金事務所への電話がつながりにくい状況の改善を図る。 ②年金相談センターでの相談 年金相談センター（常設型出張相談所を含む。）の運営を全国社会保険労務士会連合会に委託する等、社会保険労務士等の協力を得て、効果的な業務実施を図る。 また、市区町村等関係団体の協力の下、年金相談センターの周知広報などの利用促進に取り組む。 ③コールセンターでの相談 ア 「ねんきんダイヤル」の応答率の向上を図るため、混雑予測、混雑時における混雑していない日への架電案内ガイダンス、各種通知書の改善、発送の分散化、ホームページへのQ & Aの掲載等により入電数の減少を図る。 イ お客様満足度調査を実施し、応答品質の向上を図る。	(エ) 年金事務所の状況に応じ、予約制の活用を行う。 (オ) 年金事務所の業務改善、効率化対策の先進事例について引き続き全国展開を図る。 (カ) 特に待ち時間の長い年金事務所について、ブースの増や相談要員の確保等の個別対策を講じる。 イ 年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間を確保するため、年金相談について以下の取組を引き続き実施する。 (ア) 昼休み時間帯における年金相談の実施 (イ) 毎週月曜日における年金相談の受付時間の延長 (ウ) 毎月第2土曜日における年金相談の実施 ウ 年金事務所の配置や地域ニーズを踏まえながら、市区町村の庁舎内や商工会議所等において、社会保険労務士会等と連携・協力した出張相談を実施する。 また、常設の出張相談所を設置・活用し、混雑が著しい都市部や遠隔地における相談の充実を図る。 エ 年金事務所への、制度の仕組み等の一般的な電話相談について、「自動音声応答システム（IVR）」によるコールセンターへの転送を行うことにより、年金事務所への電話がつながりにくい状況の改善を図る。 ②年金相談センターでの相談 年金相談センター（常設型出張相談所を含む。）の運営を全国社会保険労務士会連合会に委託する等、社会保険労務士等の協力を得て、効果的な業務実施を図る。 また、市区町村等関係団体の協力の下、年金相談センターの周知広報などの利用促進に取り組む。 ③コールセンターでの相談 ア 「ねんきんダイヤル」の応答率の向上を図るため、混雑予測、混雑時における混雑していない日への架電案内ガイダンス、各種通知書の改善、発送の分散化、ホームページへのQ & Aの掲載等により入電数の減少を図る。 イ お客様満足度調査を実施し、応答品質の向上を図る。
--	--	--

（２）分かりやすい情報提供の推進 公的年金事業に関するお客様の理解と信頼を確保するため、分かりやすく効果的な情報提供を行うため、以下の取組を行う。 ①ホームページの活用 ホームページによる情報提供をさらに充実させ、お客様に分かりやすく利用しやすいホームページを目指す。 ②「ねんきんネット」サービスの提供 年金加入情報の提供や年金見込額試算を可能とする「ねんきんネット」を活用したサービスの提供を進め、「ねんきんネット」の利用の促進を図る。 ③ねんきん定期便による情報提供 加入者に対して、保険料納付実績や年金額見込みをお知らせする「ねんきん定期便」を送付する。また、	（２）分かりやすい情報提供の推進 公的年金事業に関するお客様の理解と信頼を確保するため、分かりやすく効果的な情報提供を行う。 ①ホームページの活用 お客様が分かりやすく利用しやすいホームページとするため、次のような改善・充実に取り組む。 ・年金Ｑ＆Ａコーナーに設けたアンケート回答やホームページアクセス件数の分析等により、お客様の意見やニーズを把握し、お客様が目的の情報に容易にアクセスでき、かつ、理解しやすいものとなるよう、常に画面構成や内容を工夫する。 ・特に年金Ｑ＆Ａについては、引き続き、改善・充実に努める。 ②「ねんきんネット」サービスの提供 <u>年金見込額試算については、現在よりも簡易に試算が可能となるよう機能を改善するほか、使いやすく見やすいものとするよう、画面の遷移や表示内容を工夫し、利用の促進を図る。また、同様にスマートフォンからも「ねんきんネット」の年金見込額試算が可能となるよう機能を追加する。</u> ③ねんきん定期便による情報提供 ねんきん定期便について、年金加入期間、標準報酬月額・標準賞与額、保険料納付状況、年金見込額等、	（２）分かりやすい情報提供の推進 公的年金事業に関するお客様の理解と信頼を確保するため、分かりやすく効果的な情報提供を行う。 ①ホームページの活用 お客様が分かりやすく利用しやすいホームページとするため、次のような改善・充実に取り組む。 ・年金Ｑ＆Ａコーナーに設けたアンケート回答やホームページアクセス件数の分析等により、お客様の意見やニーズを把握し、お客様が目的の情報に容易にアクセスでき、かつ、理解しやすいものとなるよう、常に画面構成や内容を工夫する。 ・特に年金Ｑ＆Ａについては、引き続き、改善・充実に努める。 ②「ねんきんネット」サービスの提供 ・<u>被用者年金制度の一元化等の年金制度改正に対応した正確な年金記録を情報提供できるよう、それぞれの制度改正の施行のスケジュールに合わせて「ねんきんネット」の機能改善を図る。</u> ・<u>年金事務所でアクセスキーを交付する際に、ユーザＩＤ取得申込みの画面へリンクする二次元バーコードを印刷したリーフレットを合わせてお渡しすることにより、スマートフォンによるＩＤ取得の増加につなげる。</u> ・<u>年金事務所に来訪したお客様が待ち時間を利用してＩＤを取得できるよう、年金事務所にＩＤ取得用パソコンを設置する。</u> ・<u>年金事務所ごとのアクセスキー発行件数と、それに紐づいたＩＤ取得件数の統計情報を平成２７年度上期に分析し、ＩＤ取得につながる効果的な事例を調査・紹介するなど、ＩＤ取得件数の増加の取組を行う。</u> ③ねんきん定期便による情報提供 ねんきん定期便について、年金加入期間、標準報酬月額・標準賞与額、保険料納付状況、年金見込額等、
---	--	--

加入者の利便性や意向に配慮しつつ、「ねんきんネット」への移行を検討する。 ④年金関係の各種情報提供 年金額改定通知（振込通知）書やねんきん定期便等の個人向け文書送付の機会を活用して、年金関係の各種情報提供を行う。	確認していただきたいポイントを分かりやすく表示し、はがきでお送りする。なお、節目年齢（３５歳、４５歳、５９歳）の方には、封書形式で全加入期間の標準報酬月額・標準賞与額、保険料納付状況等を通知する。 ④年金関係の各種情報提供 年金額改定通知（振込通知）書やねんきん定期便等の個人向け文書送付の機会を活用し、お客様に応じた、また、時節を捉えた必要な年金関係の各種情報を提供できるよう、限られた紙面の中で検討を行う。	確認していただきたいポイントを分かりやすく表示し、はがきでお送りする。なお、節目年齢（３５歳、４５歳、５９歳）の方には、封書形式で全加入期間の標準報酬月額・標準賞与額、保険料納付状況等を通知する。 ④年金関係の各種情報提供 年金額改定通知（振込通知）書やねんきん定期便等の個人向け文書送付の機会を活用し、お客様に応じた、また、時節を捉えた必要な年金関係の各種情報を提供できるよう、限られた紙面の中で検討を行う。
（３）公的年金制度に対する理解の促進 年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、様々な機会を捉え、地域、企業、教育の場等において、制度の周知、情報提供活動を展開する「地域年金展開事業」を推進する。また、広報については、政府広報の積極的な活用を図るとともに、公的年金制度に対する理解を促進するための活動を充実する。 ①地域活動の展開 地域、企業、教育の場等において、地域に根ざした活動を推進し、公的年金制度の内容やメリット、各種手続きについて、正しく分かりやすい情報提供を行う。 ②年金委員の活用 地域型、職域型の年金委員を活用し、お客様へ年金制度に関する情報提供を行う。 ③関係団体との連携 社会保険労務士会、教育関連団体、市区町村等と連携し、年金制度に関する情報提供を行う。	（３）公的年金制度に対する理解の促進 年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、様々な機会を捉え、地域、企業、教育の場等において、制度の周知、情報提供活動を展開する「地域年金展開事業」を推進する。また、広報については、政府広報の積極的な活用を図るとともに、公的年金制度に対する理解を促進する地域に根ざした活動を充実する。 ①地域活動の展開 地域、企業、教育の場等において、地域に根ざした活動を推進し、公的年金制度の内容やメリット、各種手続きについて、正しく分かりやすい情報提供を行う。 ②年金委員の活用 地域型、職域型の年金委員を活用し、お客様へ年金制度に関する情報提供を行う。 ③関係団体との連携 社会保険労務士会、年金受給者協会、教育関連団体、市区町村等と連携を密にし、年金啓発、周知に関して意見交換を行うとともに、地域年金展開事業を促進す	（３）公的年金制度に対する理解の促進 年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、様々な機会を捉え、地域、企業、教育の場等において、制度の周知、情報提供活動を展開する「地域年金展開事業」を推進する。また、広報については、政府広報の積極的な活用を図るとともに、公的年金制度に対する理解を促進する地域に根ざした活動を充実する。 ①地域活動の展開 地域、企業、教育の場等において、地域に根ざした活動（年金セミナーや公的年金制度説明会等の開催）を推進し、公的年金制度の内容やメリット、各種手続きについて、正しく分かりやすい情報提供を行う。 ②年金委員の活用 年金委員の活動をより活発なものとするため、研修会の開催などを通じて年金委員のスキルアップを図り、各年金委員が適用事業所の事業主、被保険者及び地域住民に対して公的年金制度に関する情報提供を行えるようにする。 ③関係団体との連携 社会保険労務士会、年金受給者協会、教育関連団体、市区町村等と連携を密にし、年金啓発、周知に関して

	るため、<u>必要に応じ</u>「地域年金事業運営調整会議」を適宜開催する。	意見交換を行うとともに、地域年金展開事業を促進するため、「地域年金事業運営調整会議」を<u>全都道府県において適宜開催する。</u> ④「ねんきん月間」及び「年金の日」の実施 <u>「ねんきん月間」及び「年金の日」については、平成26年度の実施結果を踏まえ実施方法を検討し、年金制度の周知・啓発の活動を促進する。</u>
7. お客様サービスの向上 公的年金事業及び機構に対するお客様からの信頼を確保するため、お客様の声（苦情を含む）を的確に把握・分析し、業務運営に反映させ、お客様サービスの向上を図るよう、以下の取組を行う。 ①「お客様へのお約束10か条」の実現 お客様へのサービスの具体的な目標を定めた「お客様へのお約束10か条」の実現に努める。また、その達成状況等については、毎事業年度、年次報告書（アニュアルレポート）において、分かりやすい情報提供を行う。 ②CS（お客様満足）推進の取組 「サービス推進の手引き」を基本とした研修体系を確立し、全職員に対してCSの意識を醸成させる。 ③お客様の声の収集 ・各年金事務所に「ご意見箱」を設置し、お客様の声の収集に努める。 ・ホームページ上に「日本年金機構へのご意見、ご要望」のコーナーを設け、お客様の声の収集に努める。 ・ブロック毎に、複数か所の年金事務所において「年金事務所お客様サービスモニター会議」を開催し、年金事務所をご利用いただいているお客様から直接ご意見等をお聴きし、お客様の声の収集に努める。	7. お客様サービスの向上 ①お客様へのお約束 お客様に対するサービスを向上させるための具体的な目標として策定した「お客様へのお約束10か条」の実現に努める。また、その達成状況等については、年次報告書（アニュアルレポート）において、分かりやすく情報提供する。 ②CS（お客様満足）推進の取組 「サービス推進の手引き」を<u>基本とした研修体系を確立し</u>、全職員に対してCSの意識を醸成させる。 ③お客様の声の収集 ・各年金事務所に「ご意見箱」を設置し、お客様の声の収集に努める。 ・ホームページ上に「日本年金機構へのご意見、ご要望」のコーナーを設け、お客様の声の収集に努める。 ・ブロック毎に、複数か所の年金事務所において「年金事務所お客様サービスモニター会議」を通じて、年金事務所をご利用いただいているお客様から直接ご意見等をお聴きし、お客様の声の収集に努める。	7. お客様サービスの向上 ①お客様へのお約束 お客様に対するサービスを向上させるための具体的な目標として策定した「お客様へのお約束10か条」の実現に努める。また、その達成状況等については、年次報告書（アニュアルレポート）において、分かりやすく情報提供する。 ②CS（お客様満足）推進の取組 「サービス推進の手引き」の<u>高齢のお客様や障害のあるお客様に対する対応ページの充実を図るとともにCS研修体系に基づく研修を充実強化し</u>、全職員に対してCSの意識を醸成させる。 ③お客様の声の収集 ・各年金事務所に「ご意見箱」を設置し、お客様の声の収集に努める。 ・ホームページ上に「日本年金機構へのご意見、ご要望」のコーナーを設け、お客様の声の収集に努める。 ・ブロックごとに、複数か所の年金事務所において「年金事務所お客様サービスモニター会議」を実施し、年金事務所をご利用いただいているお客様から直接ご意見等をお聴きし、お客様の声の収集に努める。

・年金事務所等の現場で受け付けたお客様の声については、現場からブロック本部及び本部へ報告するとともに、「お客様対応業務システム」を活用し、これらのお客様の声に対する対応管理や集積・分析を行い、その内容を検討し、サービス改善につなげる。 ④各種調査の実施 お客様のサービスに対する評価や満足度を把握するため、「お客様満足度アンケート調査」等を実施し、サービス向上の取組に活用する。 ⑤分かりやすいお客様向け文書の作成 機構本部に設置した「文書審査チーム」や、一般の方及び文書デザイナーにご参画いただく「お客様向け文書モニター会議」において、できる限り分かりやすい文書となるよう、お客様向け文書の作成・改善に努める。 ⑥運営評議会における意見の反映 機構の理事長の諮問機関として設置している有識者、関係者からなる運営評議会の意見を積極的に聴き、これらを適切に反映することにより、お客様本位の業務運営の実現を目指す。	・現場で受け付けたお客様の声（苦情を含む）について、現場からブロック本部及び本部に報告する仕組みを徹底し、本部で情報を集約する。本部で集約したお客様の声のうち、制度改正に関するものは厚生労働省に情報提供するとともに、サービス改善・業務改善に関するものは、必要に応じ改善につなげる。また、年金事務所等に関する「お客様の声に基づく対応事例」については、引き続き定期的（四半期毎）にホームページに掲載する。 <u>平成25年9月に導入した「お客様対応業務システム」を活用し、お客様の声等の管理・分析を向上させる。また、現場での利便性を高めるために二次開発に向けた改善、検討を行う。</u> ④各種調査の実施 お客様のサービスに対する評価や満足度を把握するため、「お客様満足度アンケート調査」等を実施し、その結果をサービス向上の取組に活用する。 ⑤分かりやすいお客様向け文書の作成 <u>本部に設置した一般の方及び文書デザイナーが参画した「お客様向け文書モニター会議」等を活用して、できる限り分かりやすい文書となるよう、お客様向け文書の作成・改善に努める。</u> ⑥開かれた組織運営 機構の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者やお客様の意見を反映させ、その改善を図るため、理事長の諮問機関として運営評議会を開催するとともに、運営評議会の意見を積極的に業務運営に反映する。	・現場で受け付けたお客様の声（苦情を含む）について、現場からブロック本部及び本部に報告する仕組みを徹底し、本部で情報を集約する。本部で集約したお客様の声のうち、制度改正に関するものは厚生労働省に情報提供するとともに、サービス改善・業務改善に関するものは、必要に応じ改善につなげる。「お客様対応業務システム」を活用し、お客様の声等の管理・分析を<u>継続して実施する。</u> また、現場での利便性を高めるため、<u>平成28年度以降の二次開発に向けてさらに検討を行う。</u> ・年金事務所等に関する「お客様の声に基づく対応事例」については、引き続き定期的（四半期毎）にホームページに掲載する。<u>また、お客様の声に基づき改善を行った事例をホームページで公表する。</u> ④各種調査の実施 ・<u>お客様へのサービスに対する評価や満足度を把握するため、「お客様満足度アンケート調査」等を実施し、その結果をサービス向上の取組に活用する。</u> ・<u>なお、覆面調査については、従来の接遇を中心とした調査内容の他に、職員の説明スキル等の調査を行い、お客様サービス向上に活用する。</u> ⑤分かりやすいお客様向け文書の作成 ・<u>一般の方及び文書デザイナーが参画する「お客様向け文書モニター会議」を毎月開催するなど、より分かりやすい文書となるよう、お客様向け文書の作成・改善に努める。</u> ・<u>また、より詳細な情報をお届けするため、ホームページの活用を検討する。</u> ⑥開かれた組織運営 機構の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者やお客様の意見を反映させ、その改善を図るため、理事長の諮問機関として運営評議会を開催するとともに、運営評議会の意見を積極的に業務運営に反映する。
---	--	---

8. ICT化の推進 お客様の利便性の向上と事務の効率化を図るため、ICT（情報通信技術）を活用した以下の取組を行う。 （１）電子（媒体）申請の推進 ・政府が策定するオンライン利用に関する計画等に基づき、利用頻度が高いもの及び主として事業主等が反復的又は継続的に利用する手続きについて、電子（媒体）申請の利用を促進するための取組を進めるとともに、電子（媒体）申請に関する業務プロセスの改善を進める。 ・また、市区町村が報告する国民年金適用関係届書の電子媒体化を更に促進する。 （２）ねんきんネットを活用したお客様の利便の向上・業務の効率化の取組 「ねんきんネット」等のICTを活用した届書作成支援の強化を図るとともに、年金記録等の情報提供を推進する。 （３）社会保障・税番号制度の活用 社会保障・税番号制度の施行に当たり、情報提供ネットワークの活用により届書・添付書類の軽減を図るとともに、マイポータルによる情報の提供等に積極的に対応する。	8. ICT化の推進 お客様の利便性の向上と事務の効率化を図るため、ICT（情報通信技術）を活用した以下の取組を推進する。 （１）電子（媒体）申請の推進 <u>政府が策定するオンライン利用に関する計画等に基づき、利用頻度が高いもの及び主として事業主等が反復的又は継続的に利用する手続きについて、電子（媒体）申請の利用を促進するため、電子（媒体）申請の対象届書の拡大や広報・普及啓発を行うとともに、電子（媒体）申請に関する業務プロセスの改善を進め事務処理の効率化を図る。</u> <u>また、国民年金関係届書の電子媒体化について、未実施市区町村への協力依頼を進め、電子媒体を利用して報告する市区町村の拡大を図る。</u> （２）ねんきんネットを活用したお客様の利便の向上・業務の効率化の取組 ・「ねんきんネット」における、年金請求書などの届書の作成支援について、郵便番号からの住所検索など、利用者入力を省略可能とする機能の追加や、入力情報間の複雑な関連チェックの追加など、機能を充実させる。 ・パソコンをお持ちでない方向けに、市区町村でも「ねんきんネット」による年金記録の交付業務を行っており、「ねんきんネット」導入市区町村数の拡大を推進する。 （３）社会保障・税番号制度の活用 社会保障・税番号制度の導入に伴い、情報提供ネットワークを活用した所得情報、住民票情報などの取得による添付書類の省略や、<u>マイポータルとねんきんネットの連携による年金に関する情報の提供を実施するための検討を行う。</u>	8. ICT化の推進 お客様の利便性の向上と事務の効率化を図るため、ICT（情報通信技術）を活用した以下の取組を推進する。 （１）電子（媒体）申請の推進 <u>政府が新たに策定した「世界最先端IT国家創造宣言 工程表（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）」に基づき、電子申請の広報・普及啓発を積極的に実施し、利用率の向上とともに事務処理の効率化を図るため、事業主を対象にCSVファイル方式による届出の促進を図る。</u> <u>また、国民年金適用関係届書の電子媒体化に協力していただける市区町村の拡大を引き続き実施し、社会保障・税番号制度の導入を踏まえ、対象届書の拡大及び処理結果一覧表の電子媒体化の検討を行う。</u> （２）「ねんきんネット」を活用したお客様の利便の向上・業務の効率化の取組 ・事務処理のICT化（情報通信技術）を進めるため、ホームページや「ねんきんネット」を活用して、<u>事業主や被保険者等が届書を作成するための支援システムの充実に向けた取組を進める。</u> ・パソコンをお持ちでない方向けに、市区町村でも「ねんきんネット」による年金記録の交付業務を行っており、「ねんきんネット」導入市区町村数の拡大を推進する。 （３）社会保障・税番号制度の活用 社会保障・税番号制度の導入に伴い、情報提供ネットワークを活用した所得情報、住民票情報などの取得による添付書類の省略や、<u>情報提供等記録開示システムを通じたお客様への年金に関する情報の提供に向けて検討を進める。</u>
--	--	---

９．年金制度改正等への対応 （１）年金制度改正への対応 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金機能強化法）」、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（被用者年金一元化法）」及び「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（健全化法）」等の円滑かつ着実な施行、実施を図るため、以下の取組を行う。 ①機構のオペレーションの確立 ・新しい制度・事務に十分対応できるよう事務の流れ、体制の構築、関係職員の知識蓄積等オペレーションの確立を行う。 ・新しい制度・事務に十分対応できるよう効率的かつ正確なシステムを構築する。 ②制度改正の周知 厚生労働省と連携し、制度改正の趣旨、内容、手続き等についてお客様への周知を図る。 ③必要な人員の確保 制度改正を円滑かつ着実に実施するために必要な人員を確保する。 （２）社会保障・税番号制度への対応 社会保障・税番号制度実施のためのシステム開発や	９．年金制度改正等への対応 （１）年金制度改正への対応 <u>年金機能強化法の平成２６年４月に施行される事項について、円滑かつ着実に実施する。</u> <u>また、平成２７年度以降に施行が予定されている年金機能強化法の事項、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（被用者年金一元化法）」等について、以下の対応を行う。</u> ①機構のオペレーションの確立 年金制度改正に対応するため、関係機関等と所要の調整を行い、<u>新しい事務処理を検討するとともに、効率的かつ正確なシステムを構築する。</u> ②制度改正の周知 厚生労働省と連携し、制度改正の趣旨、内容、手続き等についてお客様への周知を図るため、<u>周知手法、対象等の広報計画を策定する。</u> ③必要な人員の確保 年金機能強化法及び健全化法の施行に伴う業務の増加に対応するため、年金事務所、事務センター及び本部における事務処理等を円滑かつ着実に実施するための体制を整備する。 （２）社会保障・税番号制度への対応 社会保障・税番号制度に関し、平成２８年１月及び	９．年金制度改正等への対応 （１）年金制度改正への対応 平成２７年度以降に施行が予定されている年金機能強化法の事項、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（被用者年金一元化法）」等について、以下の対応を行う。 ①機構のオペレーションの確立 年金制度改正に対応するため、関係機関等と所要の調整を行い、<u>効率的かつ正確な事務処理方法・システムを構築する。</u> <u>〔被用者年金一元化〕</u> ・平成２７年１０月施行に向けて共済組合等と所要の調整を行い、<u>新しい事務処理を検討するとともに、システム開発を行う。</u> <u>〔年金機能強化法（短時間労働者適用拡大）〕</u> ・平成２８年１０月施行に向けて<u>新しい事務処理を検討するとともに、システム開発を進める。</u> ②制度改正の周知 厚生労働省と連携し、制度改正の趣旨、内容、手続き等についてお客様への<u>広報を実施する。</u> <u>〔被用者年金一元化法〕</u> ・年金事務所、市町村等の窓口には制度改正のお知らせ（チラシ）を配備する。 （平成２７年９月～） ・ホームページに制度改正の概要を掲載する。 （平成２７年１０月～） ③必要な人員の確保 年金機能強化法及び健全化法の施行に伴う業務の増加に対応するため、年金事務所、事務センター及び本部における事務処理等を円滑かつ着実に実施するための体制を整備する。 （２）社会保障・税番号制度への対応 ①個人番号への対応
---	---	--

個人番号の初期収録などの準備を進めるとともに、各種様式・マニュアルの改定整備、職員への研修、事業主、市区町村、社会保険労務士等の関係者への周知等の施行準備作業を行う。 また、平成２８年１月の制度導入後においても、個人番号と基礎年金番号を確実に結び付け、個人番号を用いた事務処理の円滑な実施に向けた取組を行う。	<u>平成２９年１月の２段階での実施に向けたシステム開発や事務処理方法の検討を行う。</u> また、制度導入時に住民票コードを基に個人番号と基礎年金番号を円滑に紐付けることができるよう、被保険者に対する<u>住民票コードの申出勧奨</u>など、住民票コードの収録率向上のための取組を実施する。	<u>社会保障・税番号制度に関し、年金記録問題再発防止の観点から活用するとともに、平成２８年１月から実施する個人番号に基づく年金相談について、円滑かつ着実に実施する。また、平成２９年１月からの個人番号による届書の受付及び平成２９年７月からの情報提供ネットワークシステムを活用した所得情報、住民票情報などの取得による添付書類の省略、情報連携で取得した情報による業務の効率化の実現に向けた事務処理方法の検討を行う。</u> また、制度導入時に住民票コードを基に個人番号と基礎年金番号を円滑に紐付けることができるよう、<u>現況届等を活用した住民票コードの申出勧奨のほか、平成２７年４月以降、住民票コード未収録者を対象として住民票住所を申し出ていただき、ご本人の住民票コードを確認するための勧奨通知の送付</u>など、住民票コードの収録率向上のための取組を実施する。 <u>②法人番号への対応</u> 法人番号に関しては、厚生年金への適用促進業務において、適用調査対象事業所の把握をより効率的かつ正確に実施できるように活用するとともに、平成２８年１０月からの短時間労働者への適用拡大などの業務においても活用することを検討する。 平成２７年度においては、短時間労働者への適用拡大に向けて商業登記法に基づく会社法人等番号を算定基礎届書等により情報収集を行い、社会保険オンラインシステムへ収録し、平成２８年１月以降、会社法人等番号から法人番号へ切り替えを実施する。
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項 １．効率的な業務運営体制 ①業務の合理化・効率化・標準化 常に業務手順の点検等を行い、業務の合理化・効率化を図るとともに、標準化を進める。 また、社会保険オンラインシステム刷新に併せ、届	Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項 １．効率的な業務運営体制 ①業務の合理化・効率化・標準化 ア 常に業務手順の点検等を行い、業務の合理化・効率化を図るとともに、業務の標準化を進める。<u>標準化に当たっては、マニュアル（業務処理要領）の充</u>	Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項 １．効率的な業務運営体制 ①業務の合理化・効率化・標準化 ア 常に業務手順の点検等を行い、マニュアル（業務処理要領）の充実・精緻化、その周知の徹底及び組織的な点検強化等によって、業務の合理化・効率化

書の画像化・データ化による電子決裁及び経過管理を実施する。 更に、年金事務所及び事務センターで対応している事業所等からの電話照会対応業務について、外部委託化を検討する。 ②業務改善の推進 お客様や年金事務所等第一線の職員からの業務改善要望や提案、現場における創意工夫などの収集を行い、これらを踏まえ、システムを含む業務改善に取り組む。 ③事務センターにおける業務の標準化・効率化 都道府県事務センターにおいて集約実施している各種届書の入力・審査・決定事務及び通知書等の印刷・交付事務については、年金事務所との役割分担を踏まえつつ、事務処理の標準化と効率化を進める。 また、都道府県域を超えた広域単位の集約化の実現に向け、事務処理の効率性、迅速性の観点から、事務処理体制の整備等を進める。 ④本部・ブロック本部の連携強化	実・精緻化、その周知の徹底及び組織的な点検強化等によって、<u>事務処理誤りの未然・再発防止を図ることに留意する。</u> イ <u>また、社会保険オンラインシステム刷新を見据え、届書の画像化・データ化による電子決裁及び経過管理を実施するためのシステム構築に係る検討を進める。</u> ウ <u>年金事務所及び事務センターで対応している事業所、被保険者及び市区町村等からの電話照会対応業務について、現状の調査・分析を行い、外部委託化の検討を行う。</u> エ <u>事務処理のＩＣＴ化（情報通信技術）を進めるため、ホームページや「ねんきんネット」を活用して、事業主や被保険者等が届書を作成するための支援システムの構築に向けた取組を進める。</u> ②業務改善の推進 ア お客様や年金事務所等第一線の職員からの業務改善要望や提案、現場における創意工夫などの収集を行い、これらを踏まえ、システムを含む業務改善に取り組む。 イ 業務の効率化・改善について、業務改善工程表及びシステム再構築工程表に基づく各種取組を適切に進捗管理し、着実に実施する。 <u>また、受付進捗管理システムの機能改善を進め、受付業務等の効率化を図る。</u> ③事務センターにおける業務の標準化・効率化 ア 都道府県事務センターにおいて集約実施している業務処理について、業務の正確性の向上や効率化の推進を図るとともに、年金事務所との役割分担を踏まえつつ、標準化と効率化を進める。 イ 都道府県事務センターの広域集約化を計画的に実施していくため、順次、対象となる拠点の事務処理の標準化及び事務処理体制の整備等を進める。 ④本部・ブロック本部の連携強化	を図るとともに、業務の標準化を進める。 イ 平成２９年１月から社会保険オンラインシステム刷新（フェーズ１）が順次稼働することに伴い、<u>電子決裁・経過管理業務に係るマニュアル作成等の準備を行いつつ、体制整備を進める。</u> ウ <u>年金事務所及び事務センターで対応している市区町村からの電話照会対応業務について、平成２８年１月を目途に外部委託化を実施する。</u> ②業務改善の推進 ア お客様や年金事務所等第一線の職員からの業務改善要望や提案、現場における創意工夫などの収集を行い、これらを踏まえ、システムを含む業務改善に取り組む。 イ 業務の効率化・改善について、業務改善工程表及びシステム再構築工程表に基づく各種取組を適切に進捗管理し、着実に実施する。 ③事務センターにおける業務の標準化・効率化 ア 都道府県事務センターにおいて集約実施している業務処理について、業務の正確性の向上や効率化の推進を図るとともに、年金事務所との役割分担を踏まえつつ、標準化と効率化を進める。 イ 都道府県事務センターの広域集約化を計画的に実施していくため、順次、対象となる拠点の事務処理の標準化及び事務処理体制の整備等を進める。 ④本部・ブロック本部の連携強化
---	--	---

本部及びブロック本部の連携を強化するとともに、効率的かつ効果的な役割分担に基づく年金事務所、事務センターへの指導・支援体制の確立を図る。 ⑤年金事務所の適正配置 年金事務所については、お客様の利便性等を踏まえた適正配置の観点から、必要に応じ、再配置の実施を検討する。	<u>本部とブロック本部の役割分担及び年金事務所、事務センターへの指導・支援体制のあり方を検討する。</u> ⑤年金事務所の適正配置 年金事務所については、地域等のニーズを踏まえつつ、全体予算の状況も考慮の上、効率的かつ効果的な再配置の実施を検討する。	<u>本部はブロック本部との情報共有及びコミュニケーションを活性化させる。また、ブロック本部は現場の実情を把握した上で、本部へ問題提起等を行うとともに、本部からの指示を現場に徹底・浸透させるべく、年金事務所、事務センターに対し適時適切な指導・支援を行う。</u> ⑤年金事務所の適正配置 年金事務所については、地域等のニーズを踏まえつつ、全体予算の状況も考慮の上、効率的かつ効果的な再配置の実施を検討する。
2. 運営経費の抑制等 ①人員体制及び人件費 ・機構の人員体制について、基本計画に基づき、合理化・効率化を進める。 その際、併せて、社会保障・税一体改革の一環として実施される年金制度改正の施行事務及び年金保険料の徴収体制強化等のための特別対策等のうち、基本計画策定時には想定されていなかった新たな業務への的確な対応や、年金記録問題への対応は、信頼回復を図る上で至上命題であり、不断の合理化・効率化を図りつつ、円滑な業務遂行のための実施体制を確保する。 ・人件費について、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進める。 ②一般管理費及び業務経費 一般管理費及び業務経費について業務の効率化を進め、中期目標期間の最後の事業年度において、一般管理費（人件費、介護保険料徴収等に係る義務的な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については平成25年度比で15%程度、業務経費（年金記録問題対策経費、年金受給者に送付する源泉徴収票送付等に係る義務的な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については平成25年度比で5%程度に相当する額の削減を目指す。	2. 運営経費の抑制等 ①人員体制及び人件費 機構の人件費について、社会保障・税一体改革の一環として実施される年金制度改正の施行事務、厚生年金基金制度改正による特例解散に伴う徴収業務及び年金保険料の徴収体制強化等のための特別対策など、基本計画策定時には想定されていなかった新たな状況への的確な対応及び年金記録問題対応に必要な人員に係る経費を確保しつつ、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、不断の合理化・効率化を進める。 ②一般管理費及び業務経費 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費について、執行状況を分析しコストの可視化を進めるとともに、コスト意識の徹底に努め、効率的な予算執行を進める。	2. 運営経費の抑制等 ①人員体制及び人件費 機構の人件費について、社会保障・税一体改革の一環として実施される年金制度改正の施行事務、厚生年金基金制度改正による特例解散に伴う徴収業務及び年金保険料の徴収体制強化等のための特別対策など、基本計画策定時には想定されていなかった新たな状況への的確な対応及び年金記録問題対応に必要な人員に係る経費を確保しつつ、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、不断の合理化・効率化を進める。 ②一般管理費及び業務経費 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費について、執行状況を分析しコストの可視化を進めるとともに、コスト意識の徹底に努め、<u>一層</u>効率的な予算執行を進める。

3. 外部委託の推進 基本計画に基づき、業務の外部委託を進める。外部委託に当たっては、委託した業務の品質の維持・向上を図るため、以下の取組を行う。 ①委託業者の適切な選定 業務の性格に応じ、総合評価落札方式や企画競争を活用するとともに、提案依頼書の作成・提示や標準チェックリストに基づく事前審査、会計監査による事後確認等により、委託業者の適切な選定を行う。 ②委託業務の管理・監視 委託業者とサービス品質に関する合意を締結するとともに、委託業者からの定期的な報告や必要に応じた立入検査の実施等により的確にモニタリングを実施し、委託業者の業務内容を適正に管理・監視する。また必要に応じ、委託業者の変更を行う。 ③複数年契約の活用 効率化を図ることができる場合には、積極的に複数年契約を活用する。	3. 外部委託の推進 業務の外部委託を推進するとともに、外部委託に当たっては、以下により委託した業務の品質の維持・向上を図る。 ①委託業者の適切な選定 業務の性格に応じ、総合評価落札方式や企画競争を活用するとともに、提案依頼書の作成・提示や標準チェックリストに基づく事前審査を行い、委託業者を適切に選定する。また、内部監査による事後チェック等を通じて委託契約の適正化を図る。 ②委託業務の管理・監視 委託業者とサービス品質に関する合意（SLA）を締結するとともに、契約違反等の不適切な処理の防止の観点も踏まえ、委託業者からの定期的な報告や必要に応じた立入検査の実施等により的確にモニタリングを実施し、委託業者の業務内容を適正に管理・監視する。 また、業務の性格に応じ、業務実績・効果の向上につながるインセンティブが働くよう、求めるSLAを上回る委託業者と優先的に次期契約に向けた交渉を行う「SLAを活用した契約更新制度」等を積極的に活用する。 ③複数年契約の活用 効率化を図ることができる場合には、積極的に複数年契約を活用する。	3. 外部委託の推進 業務の外部委託を推進するとともに、外部委託に当たっては、以下により委託した業務の品質の維持・向上を図る。 ①委託業者の適切な選定 業務の性格に応じ、総合評価落札方式や企画競争を活用するとともに、提案依頼書の作成・提示や標準チェックリストに基づく事前審査を行い、委託業者を適切に選定する。また、内部監査による事後チェック等を通じて委託契約の適正化を図る。 ②委託業務の管理・監視 委託業者とサービス品質に関する合意（SLA）を締結するとともに、契約違反等の不適切な処理の防止の観点も踏まえ、委託業者からの定期的な報告や必要に応じた立入検査の実施等により的確にモニタリングを実施し、委託業者の業務内容を適正に管理・監視する。 また、業務の性格に応じ、業務実績・効果の向上につながるインセンティブが働くよう、求めるSLAを上回る委託業者と優先的に次期契約に向けた交渉を行う「SLAを活用した契約更新制度」等を積極的に活用する。 ③複数年契約の活用 効率化を図ることができる場合には、積極的に複数年契約を活用する。
4. 契約の競争性・透明性の確保等 以下の取組により、契約の競争性・透明性の確保及びコスト削減に努める。 調達コストについて、中期目標期間中、毎事業年度、調達計画額を定めるとともに、中期目標期間中の実績において、中期目標期間中の当該計画額の合計額の10%以上を削減することを目指す。 ①契約の競争性・透明性の確保 契約について、契約の競争性・透明性の確保を図る	4. 契約の競争性・透明性の確保等 以下の取組により、契約の競争性・透明性の確保、コスト削減及び調達手続きの適正化に努める。 ①調達手続きの適正化 調達における事業者との接触及び情報収集・情報提供に係る適正な取扱いの徹底に努める。 ②契約の競争性・透明性の確保 調達における競争性・透明性の確保を図るため、価格を重視した競争入札に付すことを徹底し、契約予定	4. 契約の競争性・透明性の確保等 以下の取組により、契約の競争性・透明性の確保、コスト削減及び調達手続きの適正化に努める。 ①調達手続きの適正化 調達における事業者との接触及び情報収集・情報提供に係る適正な取扱いの徹底に努める。 ②契約の競争性・透明性の確保 調達における競争性・透明性の確保を図るため、価格を重視した競争入札に付すことを徹底し、契約予定

ことを徹底し、契約予定価格が少額のもの、複数年継続しての契約を前提とした更新契約、事務室等の賃貸借、ビルの指定清掃業者等との契約を除く契約について、競争性のある契約（一般競争入札、総合評価落札方式による競争入札、企画競争、公募によるもの。）の件数（不落随契となったものを含む。）の占める割合が８０％以上の水準を確保することを目指す。 ②調達委員会による事前審査等 調達委員会を設置し、事業年度を通じた調達の進行管理、一定額以上の調達案件の事前審査等を行う。 ③複数年契約等合理的な契約形態の活用 複数年契約等合理的な契約形態を活用する。なお複数年契約は、中期目標期間内において行うことを原則とするが、土地建物、事務機器等の賃貸借に係る契約、システム開発及び運用保守に係る契約、業務委託契約、宿舍管理等の管理保守業務に係る契約、損害保険契約等において、合理的と判断されるものについては、中期目標期間を超えて行うことができることとする。	価格が少額のもの、複数年継続しての契約を前提とした更新契約、事務室等の賃貸借、ビルの指定清掃業者等との契約を除き、競争性のある契約（一般競争入札、総合評価落札方式による競争入札、企画競争、公募によるもの。）の件数（不落随契となったものを含む。）の占める割合を８０％以上の水準とすることを目指す。 ③調達委員会による事前審査等 ・調達委員会の審査を経た調達計画に基づき年間の調達計画額を定めるとともに、当該計画額の１０％以上を削減することを目指す。 ・調達委員会等を定期的に開催し、年間を通じた調達の進行管理や一定額以上の調達案件の事前審査等を行い、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減に努める。 ④複数年契約等合理的な契約形態の活用 複数年契約等合理的な契約形態を活用し、業務の円滑な遂行と調達コストの削減に努める。	価格が少額のもの、複数年継続しての契約を前提とした更新契約、事務室等の賃貸借、ビルの指定清掃業者等との契約を除き、競争性のある契約（一般競争入札、総合評価落札方式による競争入札、企画競争、公募によるもの。）の件数（不落随契となったものを含む。）の占める割合を８０％以上の水準とすることを目指す。 ③調達委員会による事前審査等 ・調達委員会の審査を経た調達計画に基づき年間の調達計画額を定めるとともに、当該計画額の１０％以上を削減することを目指す。 ・調達委員会等を定期的に開催し、年間を通じた調達の進行管理や一定額以上の調達案件の事前審査等を行い、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減に努める。 ④複数年契約等合理的な契約形態の活用 複数年契約等合理的な契約形態を活用し、業務の円滑な遂行と調達コストの削減に努める。
５．社会保険オンラインシステムの運用・開発、見直し 社会保険オンラインシステムにおけるＩＴガバナンス体制を確立し、現行システムの適切かつ確実な運用、制度改正や業務改善に対応した開発及び社会保険オンラインシステムの計画的な見直しのため、以下の取組を行う。 ①現行システムの適切かつ確実な運用 社会保険オンラインシステムにおける大規模かつ大量の処理を適切かつ確実に行うため、システム障害要因の除去等の事前対応を強化し、システム事故及びシステム障害の極小化に取り組む。 ②現行システムの制度改正等への対応 制度改正等に伴い必要となるシステム開発に、適切かつ確実に取り組む。 ③現行システムの業務改善への対応	５．社会保険オンラインシステムの運用・開発、見直し 社会保険オンラインシステムにおけるＩＴガバナンス体制を確立し、<u>現行システムの適切かつ確実な運用、制度改正や業務改善に対応した開発及び社会保険オンラインシステムの計画的な見直しのため</u>、以下の取組を行う。 ①現行システムの適切かつ確実な運用 <u>社会保険オンラインシステムにおける大規模かつ大量の処理を適切かつ確実に行うため、運用手順やチェック体制を適時点検し、必要に応じて見直しを行い、システム事故及びシステム障害の極小化に取り組む。</u> ②現行システムの制度改正等への対応 <u>制度改正等に伴い必要となるシステム開発に、適切かつ確実に取り組む。</u> ③現行システムの業務改善への対応	５．社会保険オンラインシステムの運用・開発、見直し 社会保険オンラインシステムにおけるＩＴガバナンス体制を確立し、<u>社会保険オンラインシステムの計画的な見直し及び現行システムの適切かつ確実な運用、制度改正や業務改善に対応した開発のため</u>、以下の取組を行う。 （１）社会保険オンラインシステムの見直し <u>「公的年金業務の業務・システム最適化計画（平成２６年６月厚生労働省改定）」の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組む。</u> ①フェーズ１への対応 <u>平成２９年１月からの順次稼働（フェーズ１）に向け、経過管理・電子決裁、統計・業務分析等、制度共通の事務処理機能の構築に、適切かつ確実に取り組む。</u> <u>併せて、社会保障・税番号制度に関し、平成２８年</u>

費用対効果を踏まえつつ、業務の正確かつ効率的な処理を図るため、業務改善に資するシステム開発に取り組む。 ④社会保険オンラインシステムの見直し 「公的年金業務の業務・システム最適化計画（平成23年3月厚生労働省）」の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組む。	<u>システム再構築工程表に基づく各種システム開発について、適切かつ確実に取り組む。</u> ④社会保険オンラインシステムの見直し 年金制度改正の検討を踏まえつつ、「公的年金業務の業務・システム最適化計画」（平成23年厚生労働省）」の基本的な理念に沿って、業務の標準化を図りつつ、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組む。	1月及び平成29年1月の2段階での実施に向けたシステム開発に、適切かつ確実に取り組む。 ②フェーズ2への対応 社会保険オンラインシステム刷新（フェーズ2）に向け、 ・制度単位から被保険者単位のデータベースに見直し ・手作業処理のシステム化等適用、徴収業務等の見直し ・適用、徴収業務等の見直しを踏まえた統計・業務分析機能の強化 を行うためのシステム開発に向けた準備に取り組む。 （2）社会保険オンラインシステムの運用・開発 ①現行システムの適切かつ確実な運用 社会保険オンラインシステムにおける大規模かつ大量の処理を適切かつ確実に行うため、運用手順やチェック体制を適時点検し、必要に応じて見直しを行い、システム事故及びシステム障害の極小化に取り組む。 ②現行システムの制度改正等への対応 制度改正等に伴い必要となるシステム開発に、適切かつ確実に取り組む。 ③現行システムの業務改善への対応 システム再構築工程表に基づく各種システム開発に、適切かつ確実に取り組む。
Ⅲ 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項 1. 内部統制システムの有効性確保 コンプライアンス確保やリスクの未然・再発防止を重視した内部監査機能を含む内部統制の仕組みが有効に機能するよう、以下の取組を行う。 （1）内部統制システム構築の適正な運用 内部統制の仕組みについては、引き続き、「内部統制	Ⅲ 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項 1. 内部統制システムの有効性確保 コンプライアンス確保やリスクの未然・再発防止を重視した内部監査機能を含む内部統制の仕組みが有効に機能するよう、以下の取組を行う。 （1）内部統制システムの構築に関する事項 「内部統制システム構築の基本方針」（業務方法書第	Ⅲ 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項 1. 内部統制システムの有効性確保 コンプライアンス確保やリスクの未然・再発防止を重視した内部監査機能を含む内部統制の仕組みが有効に機能するよう、以下の取組を行う。 （1）内部統制システムの構築に関する事項 「内部統制システム構築の基本方針」（業務方法書第

システム構築の基本方針」(業務方法書第16条)に基づき、 ①コンプライアンスの確保 ②業務運営における適切なリスク管理 ③業務の有効性・効率性の確保 ④適切な外部委託の管理 ⑤情報の適切な管理及び活用等 ⑥業務運営及び内部統制の実効的な監視及び改善 ⑦ICTへの適切な対応 の7つの事項を柱として、理事会の統括の下で、機構の業務の適正を確保し、継続的にその改善を図る。 (2)コンプライアンス確保とリスク管理の取組 ・コンプライアンス確保やリスク管理について、その必要性についての機構の役職員の意識の醸成に重点を置き、効果的な研修内容の検討・実施を行う。 ・リスクを未然に防止する観点から、リスクアセスメント調査を継続的に実施し、調査結果に基づく必要な改善措置を講じる。 ・現金紛失事案や事務処理遅延など問題のある事案が依然として発生していることから、発生原因を検証し、必要な対策を行う。	16条)に基づき、効率的かつ公正・透明な業務運営の実現を図るため、<u>業務の有効性・効率性と法令等の遵守に重点を置くとともに、業務上のリスクを未然に防ぎ、発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる厳格な内部統制の仕組みを確立する。</u> (2)コンプライアンス確保とリスク管理の取組 ①職員の意識改革等 コンプライアンス確保やリスク管理のため、コンプライアンス自己チェック、コンプライアンス意識調査を継続的に実施するとともに、各種研修内容を充実させていくことで、職員個々に求められる役割・行動を常に認識させ、円滑に業務を遂行できる職場風土の醸成に向けた意識改革を継続的かつ徹底的に取り組む。 <u>また、コンプライアンス問題事案が発生した場合に、発生原因を検証・分析するとともに、必要な対応を速やかに行い、同様事案の発生防止に取り組む。</u> ②リスクアセスメント調査 業務上のリスクを把握し、その顕在化の未然防止のためにリスクアセスメント調査を継続して実施し、<u>前回の改善措置に対する効果の検証及び調査結果により把握したリスクについて必要な改善措置等を行う。</u> ③防災対策 地震等の災害時を想定した防災対策として災害対応要領を見直し、緊急時対応マニュアルを充実させる。また、防災訓練を実施するとともに、防災に関する研修及び情報提供を行い、事業継続への対応力を高める。併せて、社会保険オンラインシステムのバックアップ環境の整備を検討する。	16条)に基づき、効率的かつ公正・透明な業務運営の実現を図るため、<u>厳格な内部統制の仕組みを確立する。内部統制システムの一層の有効性を確保するため、平成26年度から実施している、人事評価における事務処理誤り等のウエイトの引上げ、事務処理誤り等防止推進者の指定、業務処理責任明確化のための届書への押印、無予告監査等を引き続き実施するとともに、業務管理の徹底等を目的とした業務報告書を導入する。</u> (2)コンプライアンス確保とリスク管理の取組 ①職員の意識改革等 <u>不祥事の防止・コンプライアンス確保のため、コンプライアンス自己点検、コンプライアンス意識調査を継続的に実施するとともに、各種研修内容を充実させ、発生したコンプライアンス問題事案の背景や原因を分析した情報提供を行うことにより、その教訓を活かした再発防止策を具体的に徹底することで、職員個々に求められる役割・行動を常に認識させ、円滑に業務を遂行できる職場風土の醸成に向けた意識改革を継続的かつ徹底的に取り組む。</u> ②リスクアセスメント調査 業務上のリスクを把握し、その顕在化の未然防止のためにリスクアセスメント調査を継続して実施し、改善措置に対する効果の検証及び調査結果により把握したリスクについて必要な改善措置等を行う。 ③非常時対策 地震等の災害時を想定した防災対策として災害対応要領を見直し、緊急時対応マニュアルを充実させる。また、防災訓練を実施するとともに、防災に関する研修及び情報提供を行い、事業継続への対応力を高める。併せて、社会保険オンラインシステムのバックアップ環境の整備等を検討する。
--	---	--

（３）適正な監査の実施 事務処理状況を確認し、コンプライアンスの観点を含めて問題点を把握することによって具体的な改善策につなげるため、内部監査機能の充実・改善を図る。 （４）組織風土改革の推進 内部統制の仕組みを有効に機能させるため、組織風土改革の取組を推進、浸透させ、風通しの良い組織の実現を目指す。 （５）文書の適正管理 お客様からの申請書類等で重要文書として指定したものは永年保存とする。また、保存文書の効率的活用のため、電子データ化を含め、適正に管理・保管する。	（３）適正な監査の実施 <u>内部監査については、前年度までの監査結果を踏まえ、年金事務所、事務センター及び本部（システム部門及びブロック本部を含む）に対する、より効果的かつ効率的な監査を実施することにより、事務処理状況を確認し、コンプライアンスの観点を含めて問題点を把握するとともに、引き続き、機構全体の内部統制の適切性及び有効性の確認をしつつ、効率的な監査体制の確立に努める。</u> 内部監査において発見された改善の必要がある事項については、その改善状況を継続的にフォローするほか、必要に応じて関連部門に対して具体的な改善策を提言していく。 （４）組織風土改革の推進 <u>「人を大切にし、組織を大切にする風土づくり」の実現のため、日本年金機構に対する誇り、愛着を育み、風通しのよい職場づくりを進めるため、以下の項目について検討を行う。</u> ・ <u>人が育つ、人を育てる職場づくり</u> ・ <u>働きやすく、ミスが起こらない職場づくり</u> ・ <u>風通しのよい職場づくり</u> また、引き続き、以下を取組の柱とする組織風土改革を実践する。 ・ <u>コミュニケーションの活性化</u> ・ <u>ほめる文化・感謝する風土の醸成</u> ・ <u>人を育てる文化・風土の形成</u> ・ <u>組織力やチーム力の向上</u> （５）文書の適正管理 文書の適正管理のため下記の対応を行う。 ① <u>文書保存期間の見直し</u> お客様からの申請書類等で重要な文書として指定したものは永年保存とし、永年保存以外の文書についても現行の保存期間が適正であるか見直しを行う。	（３）適正な監査の実施 <u>平成２７年度より各ブロック監査グループ体制から東西の２拠点に集約することにより、監査基準の標準化を図り、人員を含めた効率的な監査体制を確立する。</u> また、内部監査結果について理事長等への定期的な監査報告会を開催し、コンプライアンスの観点を含めて問題点の情報共有を図るとともに、引き続き、機構全体の内部統制の適切性及び有効性を確認する。 内部監査及び外部監査において発見された改善の必要がある事項については、その改善状況を継続的にフォローするほか、必要に応じて自主点検項目による拠点の調査を行い、関連部門に対して具体的な改善策の提言を行い、その実施状況を確認する。 （４）組織風土改革の推進 <u>風通しのよい組織作りを目指し、組織風土改革について、これまでの取組を検証しながら引き続き推進する。</u> また、機構に与えられた役割を確実に実施するため、PDCAサイクルを踏まえた事業運営のあり方を検討するとともに、年金事務所長が地域への情報発信を含め、より一層地域に貢献し、期待される存在となるべく、その役割を検討する。 （５）文書の適正管理 文書の適正管理のため下記の対応を行う。 ① <u>文書保存期間の見直し</u> お客様からの申請書類等で重要な文書として指定したものは永年保存とし、永年保存以外の文書についても現行の保存期間が適正であるか見直しを行う。
---	--	---

(6) お客様の住所の適切な把握と返送郵便物の適切な対応 各種送付物などを確実にお客様に届けられることができるよう、住所情報の適切な把握を進めるとともに、返送郵便物について把握し、お客様相談等に対応できるようにする。	②効率的な文書保管のための電子データ化 保存文書の効率的活用に向け、文書の電子データ化のために必要な文書管理規程の見直しを行い、適正に管理・保管する。 ③行政文書の移管等 平成25年度の既存文書の整理の中で移管の準備を行った行政文書を厚生労働省へ移管を行うため、行政文書目録の整備を行い、厚生労働省へ登録する。 ④社会保険庁時代の文書の法人文書ファイル管理簿への登録 社会保険庁時代の文書のうち、行政文書移管以外の法人文書について法人文書ファイル管理簿への登録に向け必要な整理を行う。 (6) お客様の住所の適切な把握と返送郵便物の適切な対応 二次元バーコードを活用した郵便物の送付・返送状況を管理するシステム開発について、今後の導入に向け、費用対効果を含めた検討を進める。 また、社会保障・税番号制度の導入に合せて、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて住民票上の住所を取得する仕組み等の構築に向けた検討を行う。	②効率的な文書保管のための電子データ化 永年保存すべき文書や新規文書につき、効率的な文書保管のため、他官庁の先行事例も参考にして、電子データ化を引き続き検討する。 ③行政文書の移管等 厚生労働省へ登録した行政文書目録に基づき、同省と調整の上、移管を進める。 ④社会保険庁時代の文書の法人文書ファイル管理簿への登録 社会保険庁時代の文書のうち、行政文書移管以外の法人文書について法人文書ファイル管理簿への登録に向け必要な整理を行う。 (6) お客様の住所の適切な把握 社会保障・税番号制度の導入に併せて、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて住民票上の住所を取得する仕組み等の構築に向けた検討を行う。
2. 人事及び人材の育成 組織の一体感を醸成しつつ、必要な人材育成を進め、適材適所の人事を行うため、以下の取組を行う。 ①人事方針、人材登用 ・正規職員の採用や幹部職員人事は本部で一括して行う。 ・正規職員については、全国異動により管理業務と現場業務の経験を通じて幹部育成を行うことを基本とするキャリアパターンの確立を進める。 ・年功序列を排した能力・実績本位の人事登用を進めるとともに、キャリアパターンに基づき、本人の適	2. 人事及び人材の育成 ①戦略的な人事政策 ア 基幹業務の着実な実施及び次期制度改正を見据え、体制確保に向けた適材適所の人事を行う。 イ 若手職員については、様々な業務経験を通じ人材育成を図るとともに、中堅職員については、それまでの業務経験を踏まえ、その適性に応じた人事配置を行うことにより業務の専門性を確保する。 ウ 能力・実績本位の人事配置を行うため、引き続き	2. 人事及び人材の育成 ①戦略的な人事政策 以下の取組を行うとともに、人事方針に基づき、引き続き全国異動の促進を図る。 ア 基幹業務の着実な実施及び次期制度改正を見据え、体制確保に向けた適材適所の人事を行う。 イ 若手職員については、様々な業務経験を通じ人材育成を図るとともに、中堅職員については、それまでの業務経験を踏まえ、その適性に応じた人事配置を行うことにより業務の専門性を確保する。 ウ 幹部登用試験を引き続き実施する等、能力・実績

性や生活環境等を踏まえた適材適所の人事を行う。その際、若手職員については様々な業務を経験させることを重視するとともに、中堅職員についてはその適性に応じ、業務の専門性の確保・向上にも留意した人事を行う。 ②適正な人事評価制度の運用 ・組織目標に掲げられた事項への取組成果を適正に評価できる人事評価制度の運用を図る。 ・また、評価者研修の実施により、評価者レベルの向上に努めるとともに職員アンケート等を通じて必要な制度改善を図る。 ③人材育成 機構職員としての職務と責任に応じた能力の向上を図るとともに、職員の専門性を向上させるため、階層別研修、業務別研修、通信研修を体系的に実施するとともに、社内資格の取得促進を図る。 ④働きやすい職場環境の確立 職員が誇りと責任感を持って職務に専念できるよう、仕事と生活が両立できる働きやすい職場環境を確立する。 ⑤健全な労使関係 健全で安定した労使関係を維持する。	<u>幹部登用試験を実施する。また、スキルのある優秀な職員の安定的確保を図るため、有期雇用職員から正規職員への登用を進める。</u> エ 業務運営の体制確保及び組織の活性化を図るため、<u>広報活動及び面接審査をより充実することにより、引き続き優秀な人材を採用する。</u> ②人事評価制度の定着促進 人事評価の公平性・公正性・納得性を高めるため、評価スキル向上のための評価者研修を継続して実施するとともに、被評価者に対しても若手・中堅職員を対象とした集合研修を利用して制度の理解と定着促進を図る。<u>また、年金事務所・事務センターの事業実績をより反映した実績評価を実施できるよう評価項目等の見直しを行う。</u> ③人材の育成 「求められる職員像及び管理職員像」にかなう職員の育成を目指し、集合研修、職場内研修、通信研修を効果的に組み合わせ、ブロック本部と連携・協力し、体系的に実施する。また、内部資格の取得を促進する等、自己研鑽を重視する。 <u>特に、重点的に実施する事項は次のとおり。</u> ア 管理職としての意識付け、マネジメント能力の向上 イ <u>業務別研修における目標明確化及びフォローアップによる研修の充実</u> ウ CS向上に向けた研修の充実 エ 事務処理誤りの防止に向けた研修の充実 オ eラーニングコンテンツの拡充 ④適正な勤務時間管理と福利厚生の実施 <u>適正な労働時間管理の徹底を図るとともに、職員が健康で仕事と生活が両立できる働きやすい職場環境を</u>	<u>本位の人事配置を行う。また、女性管理職の登用を進める。</u> エ スキルのある優秀な職員の安定的確保を図るため、有期雇用職員から正規職員への登用を進める。 オ 業務運営の体制確保及び組織の活性化を図るため、引き続き優秀な人材を採用する。 ②人事評価制度の定着促進 人事評価の公平性・公正性・納得性を高めるため、<u>以下の取組を行う。</u> ア 評価スキル向上のための評価者研修を継続して実施する。 イ 被評価者に対しては若手・中堅職員を対象とした集合研修を利用して制度の理解と定着促進を図る。 ウ 年金事務所・事務センターの事業実績をより反映した実績評価を実施できるよう評価項目等の見直しを行う。 ③人材の育成 「求められる職員像及び管理職員像」にかなう職員の育成を目指し、集合研修、<u>OJTを含む</u>職場内研修、通信研修を効果的に組み合わせ、ブロック本部と連携・協力し、体系的に実施する。また、内部資格の取得を促進する等、自己研鑽を重視する。 重点的に実施する事項は次のとおり。 ア 管理職としての意識付け、マネジメント能力の向上 イ <u>業務別研修の質の向上のための研修講師の育成</u> ウ CS向上に向けた研修の充実 エ 事務処理誤りの防止に向けた研修の充実 オ eラーニングコンテンツの拡充 ④働きやすい職場環境の確立 職員が健康で仕事と生活を両立できる働きやすい職場環境を確立するため、以下に取り組む。
---	--	--

	確立するため、以下に取り組む。 ア 時間外勤務を縮減するとともに適正な勤務時間管理を徹底する。 イ 職員の安全の確保、健康の保持増進をより一層図るため、過重労働者に対する健康障害防止及びメンタルヘルス不調予防に関する対策を推進する。 ウ ワークライフバランスを推進するため、<u>第2期一般事業主行動計画に掲げた基本方針に基づき、休暇制度の充実や職員の意識醸成等、計画達成に向けて諸施策を確実に実施する。</u> ⑤健全な労使関係の維持 民間労働法制下における健全で安定した労使関係を引き続き維持する。	ア 時間外勤務を縮減するとともに適正な勤務時間管理を徹底する。 イ 職員の安全の確保、健康の保持増進をより一層図るため、過重労働者に対する健康障害防止及びメンタルヘルス不調予防に関する対策を推進する。 ウ ワークライフバランスを推進するため、<u>第3期一般事業主行動計画を踏まえ諸施策を確実に実施する。</u> ⑤健全な労使関係の維持 民間労働法制下における健全で安定した労使関係を引き続き維持する。
3. 情報公開の推進 業務運営の状況や目標の達成状況、組織や役員に関する情報を、お客様の視点に立ち、分かりやすい形で広く適切に公開するとともに、法令に基づく情報公開に適切に対応するため、以下の取組を行う。 ①年次報告書（アニュアルレポート）の作成・発行 毎年度、機構の業務実績、組織及び報酬をはじめとする役員に関する情報などについて、お客様目線で、できるだけ、分かりやすく見やすく取りまとめた年次報告書（アニュアルレポート）を発行し、公表する。 ②事務処理誤り等の公表 不適正事案や事務処理誤りなどの事案について、事案の重要性等に応じ、速やかに公表するとともに、定期的に発生状況等を情報提供する。	3. 情報公開の推進 ①年次報告書（アニュアルレポート）の作成・発行 日本年金機構の業務運営、組織及び報酬をはじめとする役員に関する情報等についての年次報告書（アニュアルレポート）を作成し、<u>9月を目途に公表する。</u> ②事務処理誤り等の公表 事務処理誤りを原因別などに類型化し、その内容と件数をグラフ等を活用して毎月公表する。 なお、お客様に相当の影響を与える恐れのある事務処理遅延等については、迅速性を確保するため、本部による公表に加えて影響のある地域においても、ブロック本部等により公表する。	3. 情報公開の推進 ①年次報告書（アニュアルレポート）の作成・発行 日本年金機構が<u>これまで取り組んできた課題への対応状況や業務運営、組織及び報酬をはじめとする役員に関する情報等についての年次報告書（アニュアルレポート）</u>を作成し、公表する。 ②事務処理誤り等の公表 事務処理誤りを原因別などに類型化し、その内容と件数をグラフ等を活用して毎月公表する。 <u>また、説明中の案件についてもその件数等を年次で公表する。</u> なお、お客様に相当の影響を与える恐れのある事務処理遅延等については、迅速性を確保するため、本部による公表に加えて影響のある地域においても、ブロック本部等により公表する。

③その他業務運営に関する情報の公表 業務方法書等の諸規程、役職員に関する情報、事業計画・報告、その他日本年金機構法に基づき公表が義務付けられている情報について、ホームページへの掲載等により広く適切に公表する。また、業務運営の透明性を確保するため、契約に関する情報などについても適切に公表する。	③その他業務運営に関する情報の公表 業務方法書等の諸規程、役職員に関する情報、事業計画、その他日本年金機構法に基づき公表が義務付けられている情報について、ホームページへの掲載等により広く適切に公表する。また、業務運営の透明性を確保するため、契約に関する情報等についても、適切に公開する。	③その他業務運営に関する情報の公表 業務方法書等の諸規程、役職員に関する情報、事業計画、その他日本年金機構法に基づき公表が義務付けられている情報について、ホームページへの掲載等により広く適切に公表する。また、業務運営の透明性を確保するため、契約に関する情報等についても、適切に公開する。
4. 個人情報の保護に関する事項 公的年金事業に対するお客様の信頼を確保するため、個人情報の保護・管理に万全を期すこととし、以下の取組を行う。 ①個人情報保護に対する職員の意識の徹底 効果的な研修やセルフチェックの実施などにより、職員に対して個人情報保護の重要性についての認識を一層徹底する。 ②システム上の対策 生体情報認証によるアクセス制御やアクセス内容の監視などシステム上の対策を講じる。 ③セキュリティ対策の実施 プライバシーマークの基準を踏まえつつ、事務室や窓口において、徹底したセキュリティ対策を講じる。 ④外部委託先における個人情報の管理 個人情報に関わる業務を外部委託する場合におい	4. 個人情報の保護に関する事項 ①個人情報保護に対する職員の意識の徹底 職員に対する個人情報保護の重要性及び個人情報保護管理規程や関連法令等の周知を一層徹底するため、全職員を対象とした効果的な研修や機構内報等を活用した啓発を図り、またセルフチェックによる自己診断等を定期的に実施する。 ②システム上の対策 個人情報保護のため、生体情報認証による厳格なアクセス制御、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を適切に行う。 ③セキュリティ対策の実施 プライバシーマークの基準を踏まえつつ、個人情報保護管理推進3か年計画（計画期間：平成26年度～28年度）の個人情報保護管理・セキュリティ対策を実施する。 ④外部委託先における個人情報の管理 個人情報に関わる業務を外部委託する場合において	4. 個人情報の保護に関する事項 ①個人情報保護に対する職員の意識の徹底 ・職員に対する個人情報保護の重要性及び個人情報保護管理規程や関連法令等の周知を一層徹底するため、全職員を対象とした研修を効果的に実施する。 <u>また、職員向け研修用資料を充実し、機構内報等を活用した啓発と併せ、自己点検を継続的に行う。</u> ・各拠点で発生した個人情報漏えい事案の背景や原因を分析した情報提供を行うことにより、その教訓を活かした再発防止策を具体的に徹底する。 ・誤送付等防止に向けた発送プロセスの見直し等について検討する。 ②システム上の対策 個人情報保護のため、生体情報認証による厳格なアクセス制御、アクセス内容の監視、個人情報に関わる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を適切に行う。 ③セキュリティ対策の実施 プライバシーマークの基準を踏まえつつ、個人情報保護管理推進3か年計画（計画期間：平成26年度～28年度）の個人情報保護管理・セキュリティ対策を実施する。 ④外部委託先における個人情報の管理 個人情報に関わる業務を外部委託する場合において

て、厳格な委託先の選定及び監督を実施する。 ⑤内部監査によるチェック 上記①～④までの実施について、主管部門の推進状況の確認を含め内部監査を実施し、確実な改善を図る。	は、事業者に個人情報の管理体制を証明する書類の提出を求め、入札に参加する要件の有無を判定するとともに、委託業務実施後においては、個人情報の管理体制を確認するため効果的・効率的に立入検査を実施し、的確に委託事業者を監督する。 ⑤内部監査によるチェック 個人情報の保護・管理に関する各種施策について、内部監査等により実施状況を適宜把握し、改善に係る取組が有効に機能しているかを検証する。	は、事業者に個人情報の管理体制を証明する書類の提出を求め、入札に参加する要件の有無を判定するとともに、委託業務実施後においては、個人情報の管理体制を確認するため効果的・効率的に立入検査を実施し、的確に委託事業者を監督する。 ⑤内部監査によるチェック 個人情報の保護・管理に関する各種施策について、内部監査等により実施状況を適宜把握し、改善に係る取組が有効に機能しているかを検証する。
IV 予算、収支計画及び資金計画 「Ⅱ業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算による運営を実施することにより、日本年金機構の財務内容の改善を図る。 1. 予算 別紙1のとおり。(略) 2. 収支計画 別紙2のとおり。(略) 3. 資金計画 別紙3のとおり。(略)	IV 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算については、別紙1のとおり。(略) 2. 収支計画については、別紙2のとおり。(略) 3. 資金計画については、別紙3のとおり。(略)	IV 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算については、別紙1のとおり。(略) 2. 収支計画については、別紙2のとおり。(略) 3. 資金計画については、別紙3のとおり。(略)